

学 生 便 覧

— 履修と学生生活のてびき —
令和6(2024)年度入学者用

山 形 大 学 医 学 部

令和6(2024)年度カレンダー

4 月	日	月	火	水	木	金	土	10 月	日	月	火	水	木	金	土
	…	1	2	3	4	5	6		…	…	1	2	3	4	5
	7	8	9	10	11	12	13		6	7	8	9	10	11	12
	14	15	16	17	18	19	20		13	⑭	15	16	17	18	19
	21	22	23	24	25	26	27		20	21	22	23	24	25	26
	28	⑲	30	…	…	…	…		27	28	29	30	31	…	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
5 月	日	月	火	水	木	金	土	11 月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	1	2	③	④		…	…	…	…	…	1	2
	⑤	6	7	8	9	10	11		③	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	⑳
	26	27	28	29	30	31	…		24	25	26	27	28	29	30
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
6 月	日	月	火	水	木	金	土	12 月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	…	…	1		1	2	3	4	5	6	7
	2	3	4	5	6	7	8		8	9	10	11	12	13	14
	9	10	11	12	13	14	15		15	16	17	18	19	20	21
	16	17	18	19	20	21	22		22	23	24	25	26	27	28
	23	24	25	26	27	28	29		29	30	31	…	…	…	…
30	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
7 月	日	月	火	水	木	金	土	1 月 (2025年)	日	月	火	水	木	金	土
	…	1	2	3	4	5	6		…	…	…	①	2	3	4
	7	8	9	10	11	12	13		5	6	7	8	9	10	11
	14	⑮	16	17	18	19	20		12	⑬	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
	28	29	30	31	…	…	…		26	27	28	29	30	31	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
8 月	日	月	火	水	木	金	土	2 月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	1	2	3		…	…	…	…	…	…	1
	4	5	6	7	8	9	10		2	3	4	5	6	7	8
	⑪	12	13	14	15	16	17		9	10	⑪	12	13	14	15
	18	19	20	21	22	23	24		16	17	18	19	20	21	22
	25	26	27	28	29	30	31		⑳	24	25	26	27	28	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
9 月	日	月	火	水	木	金	土	3 月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7		…	…	…	…	…	…	1
	8	9	10	11	12	13	14		2	3	4	5	6	7	8
	15	⑯	17	18	19	20	21		9	10	11	12	13	14	15
	⑳	23	24	25	26	27	28		16	17	18	19	⑳	21	22
	29	30	…	…	…	…	…		23	24	25	26	27	28	29
…	…	…	…	…	…	…	30	31	…	…	…	…	…		

令和7(2025)年度カレンダー

4 月	日	月	火	水	木	金	土	10 月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	1	2	3	4	5		…	…	…	1	2	3	4
	6	7	8	9	10	11	12		5	6	7	8	9	10	11
	13	14	15	16	17	18	19		12	⑬	14	15	16	17	18
	20	21	22	23	24	25	26		19	20	21	22	23	24	25
	27	28	⑳	30	…	…	…		26	27	28	29	30	31	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
5 月	日	月	火	水	木	金	土	11 月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	1	2	③		…	…	…	…	…	…	1
	④	⑤	6	7	8	9	10		2	③	4	5	6	7	8
	11	12	13	14	15	16	17		9	10	11	12	13	14	15
	18	19	20	21	22	23	24		16	17	18	19	20	21	22
	25	26	27	28	29	30	31		⑳	24	25	26	27	28	29
…	…	…	…	…	…	…	30	…	…	…	…	…	…		
6 月	日	月	火	水	木	金	土	12 月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7		…	1	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12	13	14		7	8	9	10	11	12	13
	15	16	17	18	19	20	21		14	15	16	17	18	19	20
	22	23	24	25	26	27	28		21	22	23	24	25	26	27
	29	30	…	…	…	…	…		28	29	30	31	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
7 月	日	月	火	水	木	金	土	1 月 (2026年)	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	1	2	3	4	5		…	…	…	…	①	2	3
	6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10
	13	14	15	16	17	18	19		11	⑫	13	14	15	16	17
	20	⑳	22	23	24	25	26		18	19	20	21	22	23	24
	27	28	29	30	31	…	…		25	26	27	28	29	30	31
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
8 月	日	月	火	水	木	金	土	2 月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	…	1	2		1	2	3	4	5	6	7
	3	4	5	6	7	8	9		8	9	10	⑪	12	13	14
	10	⑪	12	13	14	15	16		15	16	17	18	19	20	21
	17	18	19	20	21	22	23		22	⑳	24	25	26	27	28
	24	25	26	27	28	29	30		…	…	…	…	…	…	…
31	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
9 月	日	月	火	水	木	金	土	3 月	日	月	火	水	木	金	土
	…	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	7
	7	8	9	10	11	12	13		8	9	10	11	12	13	14
	14	⑮	16	17	18	19	20		15	16	17	18	19	⑳	21
	21	22	㉑	24	25	26	27		22	23	24	25	26	27	28
	28	29	30	…	…	…	…		29	30	31	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…		

令和6(2024)年度

学 生 便 覧



山形大学医学部

目 次

1. 医学部の沿革	1
2. 所在地及び電話番号	2
3. 医学部, 医学部附属病院及び大学院医学系研究科組織機構	4
4. 医学部のポリシー	6
5. 山形大学医学部医学科履修規程	10
6. 山形大学医学部看護学科教育の理念と目標	20
7. 山形大学医学部看護学科履修規程	21
8. 修学支援体制について	31
9. 医学部学生心得	33
10. 医学部図書館の利用について	38
11. 山形大学医学部「医学部会館」規程	45
12. 医学部体育施設使用上の注意事項	49
13. 山形大学医学部「学生サークル部室」使用規程	51
14. 奨学金について	52
15. 授業料免除等について	54
16. 大学院医学系研究科・医学部・附属病院教職員名簿	55
17. 山形大学学部規則	62
18. 山形大学学生規程	72
19. 山形大学医学部・附属病院配置図及び校舎等案内図	73
20. 付 録	
(1) 医師国家試験について	78
(2) 医 師 法 (抜粋)	79
(3) 保健師助産師看護師国家試験について	81
(4) 保健師助産師看護師法 (抜粋)	82
(5) 山形大学しらゆき会について	86

ヒポクラテースの誓ひ

ヒポクラテースの誓ひに倣ひて 基督教徒として能ふ限りの事を爰に誓ふ
幸ひなる哉 我らが主耶蘇基督の父なる神は 余も亦 偽ること非ざれば 永遠
に幸ひ也 余は醫術の知見を穢すまじ 求めらるると雖も毒薬をば投與せず 又
斯かる示唆を與へず 更に婦女に對しては 墮胎の器具の使用を許さず 而して
醫術を學ばむと欲する者あらば 束脩を受けずして是を教授せむ 治療は能ふ限
り患者の益を計り 診断には最善を盡さむ 清く正しく余が術を行はむ 如何な
る家を訪ふも 常に患者の益を計るを専らとし 他に害を及ぼす如何なる不正に
も與せず 就中 自由人 奴隸 男子 婦女の別を問はず 其の身體を洩さず
また治療の折のみならず治療外の交際に於ても 見聞せし事に關し口外す可から
ざるは 悉く黙して語らず

此の誓ひを守りなば 永遠に世の尊敬を贏ち得む 此の誓ひを破らむ時は世の
蔑みを甘受せむ 此の誓ひを全うし 背くこと非ずんば 余が生涯と醫術をば神
の加護し給はむことを

1979年2月
山形大学医学部

ジュネーブ宣言

医師の誓い

医師の一人として、

- 私は、人類への奉仕に自分の人生を捧げることを厳粛に誓う。
- 私の患者の健康と安寧を私の第一の関心事とする。
- 私は、私の患者のオートノミーと尊厳を尊重する。
- 私は、人命を最大限に尊重し続ける。
- 私は、私の医師としての職責と患者との間に、年齢、疾病もしくは障害、信条、民族的起源、ジェンダー、国籍、所属政治団体、人種、性的志向、社会的地位あるいはその他いかなる要因でも、そのようなことに対する配慮が介在することを容認しない。
- 私は、私への信頼のゆえに知り得た患者の秘密を、たとえその死後においても尊重する。
- 私は、良心と尊厳をもって、そしてgood medical practiceに従って、私の専門職を実践する。
- 私は、医師の名誉と高貴なる伝統を育む。
- 私は、私の教師、同僚、および学生に、当然受けるべきである尊敬と感謝の念を捧げる。
- 私は、患者の利益と医療の進歩のため私の医学的知識を共有する。
- 私は、最高水準の医療を提供するために、私自身の健康、安寧および能力に専心する。
- 私は、たとえ脅迫の下であっても、人権や国民の自由を犯すために、自分の医学的知識を利用することはしない。
- 私は、自由と名誉にかけてこれらのことを厳粛に誓う。

Declaration of Geneva

1948年9月、スイス、ジュネーブにおける第2回WMA総会で採択

1968年8月、オーストラリア、シドニーにおける第22回WMA総会で修正

1983年10月、イタリア、ベニスにおける第35回WMA総会で修正

1994年9月、スウェーデン、ストックホルムにおける第46回WMA総会で修正

2005年5月、ディボンヌ・レ・バンにおける第170回理事会および2006年5月、
ディボンヌ・レ・バンにおける第173回理事会で編集上修正

2017年10月、米国、シカゴにおけるWMA総会で改訂

1. 医学部の沿革

48. 9. 29 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和48年法律第103号）の公布，施行により，医学部が設置された。
10. 21 昭和48年度（第1回）医学部入学者選抜試験が行われた。
11. 5 昭和48年度（第1回）医学部入学式を挙行了した。
50. 5. 18 昭和48年度入学生に対する一部専門課程の授業が開始された。
10. 13 第1回生進学式が行われた。
51. 5. 10 山形大学医学部附属病院が設置された。
5. 14 第1回医学部慰霊祭及び医学部慰霊塔除幕式を挙行了した。
10. 5 医学部及び医学部附属病院竣工記念式典を挙行了した。
10. 25 医学部附属病院の診療を開始した。
53. 4. 1 山形大学附属図書館医学部分館が設置された。
54. 3. 20 昭和53年度（第1回）医学部卒業式を挙行了した。
4. 1 医学部学生入学定員が20名増（計120名）となった。
山形大学大学院医学研究科（博士課程）が設置された。
4. 16 昭和54年度（第1回）山形大学大学院医学研究科入学者選抜試験が行われた。
4. 26 昭和54年度（第1回）山形大学大学院医学研究科入学式を挙行了した。
55. 4. 1 山形大学医学部附属動物実験施設が設置された。
58. 3. 23 昭和57年度（第1回）山形大学大学院医学研究科学位記授与式を挙行了した。
4. 1 山形大学医学部附属実験実習機器センターが設置された。
62. 1. 16 山形大学情報処理センター飯田分室が設置された。
63. 4. 1 医学部学生入学定員が20名減（計100名）となった。
- 平5. 4. 1 医学部看護学科が設置された。
4. 15 平成5年度（第1回）医学部看護学科入学者選抜試験が行われた。
4. 26 平成5年度（第1回）医学部看護学科入学式を挙行了した。
6. 10. 5 平成7年度（第1回）医学部看護学科第3年次編入学者選抜試験が行われた。
9. 3. 25 平成8年度（第1回）医学部看護学科の学位記授与式を挙行了した。
4. 1 山形大学大学院医学研究科の名称が山形大学大学院医学系研究科に変更された。
山形大学大学院医学系研究科に看護学専攻（修士課程）が設置された。
4. 24 平成9年度（第1回）山形大学大学院医学系研究科看護学専攻入学式を挙行了した。
11. 3. 25 平成10年度（第1回）山形大学大学院医学系研究科看護学専攻学位記授与式を挙行了した。

16. 4. 1 国立大学法人法（平成15年法律第112号）の公布，施行により，国立大学法人山形大学が設立された。
山形大学大学院医学系研究科に生命環境医科学専攻（独立専攻）博士（前期・後期）課程が設置された。
19. 4. 1 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻博士（前期・後期）課程が設置された。
20. 4. 1 医学部医学科学生入学定員が10名増（計110名）となった。
21. 4. 1 医学部医学科学生入学定員が10名増（計120名）となった。
22. 3. 25 平成21年度（第1回）山形大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程学位記授与式を挙行了した。
22. 4. 1 医学部医学科学生入学定員が5名増（計125名）となった。
24. 4. 1 医学部看護学科に助産師コースが設置された。
山形大学医学部附属実験実習機器センターと山形大学医学部情報基盤センターを統合し，山形大学医学部教育研究支援センターを設置した。
25. 4. 1 山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所が設置された。
26. 1. 1 附属動物実験施設，教育研究支援センター，RIセンター及び遺伝子実験施設がメディカルサイエンス推進研究所に包括された。
29. 4. 1 山形大学大学院医学系研究科生命環境医科学専攻博士（前期・後期）課程を改組し、先進的医科学専攻博士（前期・後期）課程が設置された。
30. 4. 1 医学部医学科学生入学定員が5名減（計120名）となった。
31. 1. 22 山形大学医学部東日本重粒子センターを設置した。
- 令2. 4. 1 医学部医学科学生入学定員が15名減（計105名）となった。
- 令2. 12. 14 山形大学医学部東日本重粒子センター開所式を挙行了した。
- 令3. 4. 1 医学部医学科学生入学定員が8名増（計113名）となった。

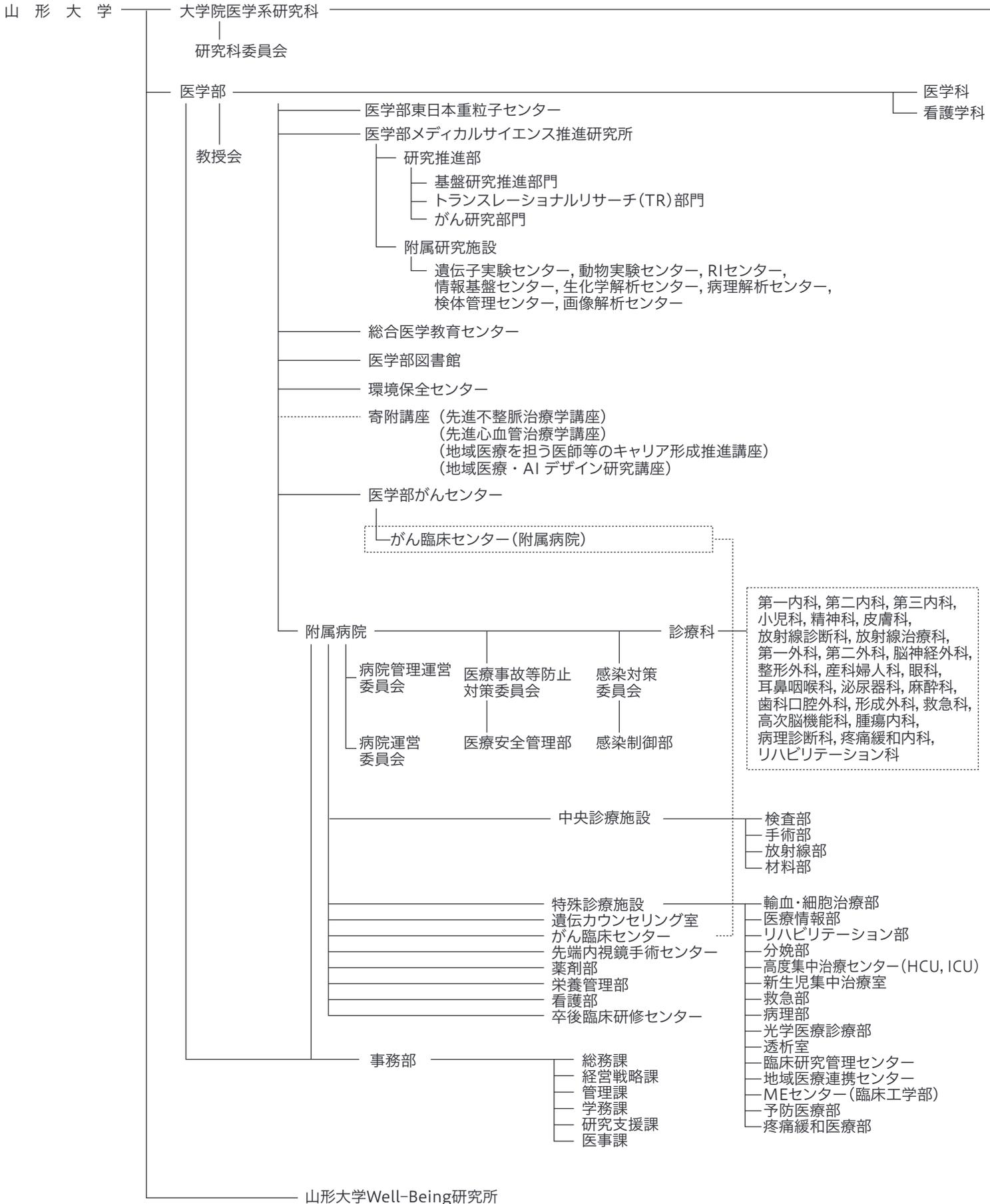
2. 所在地及び電話番号

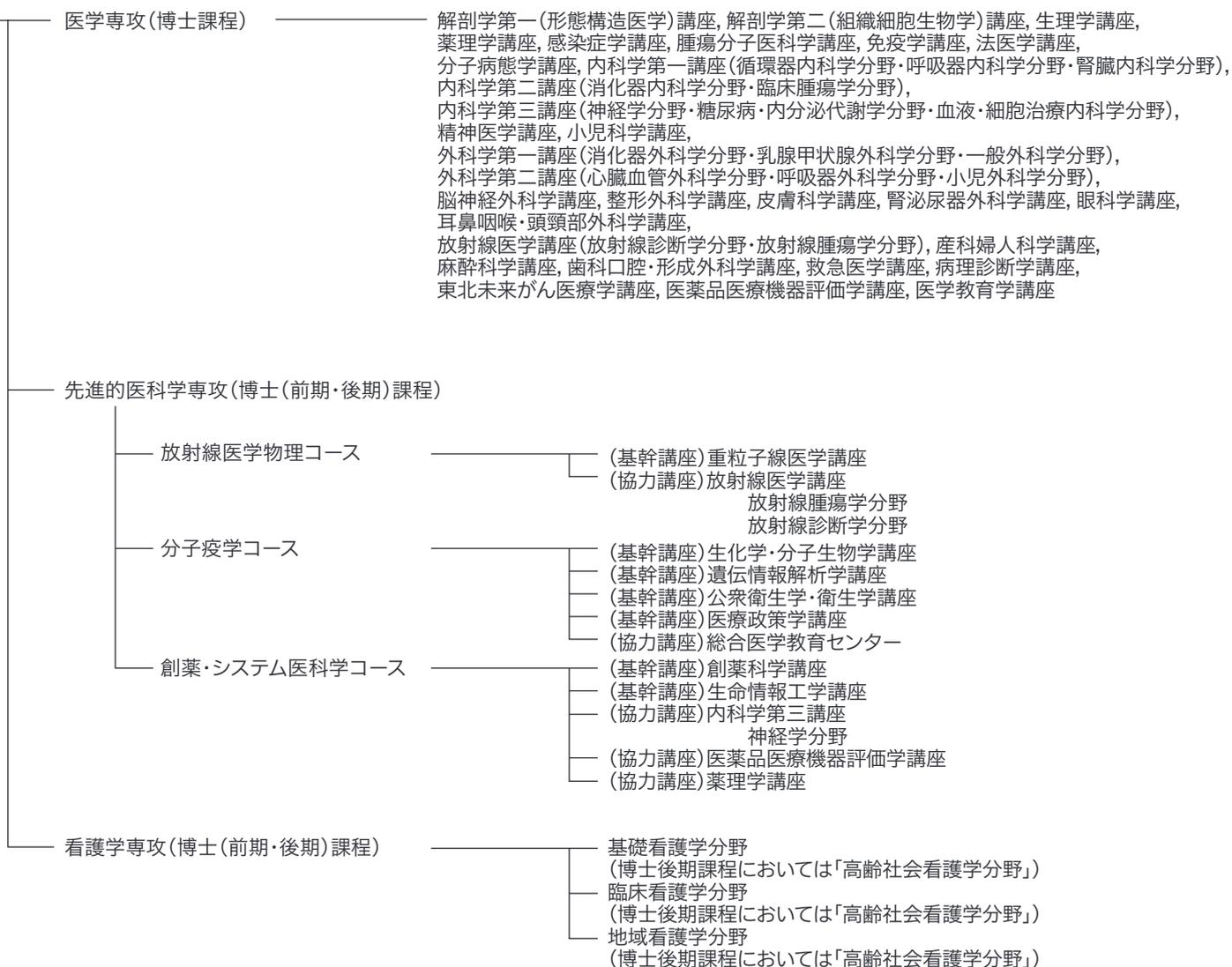
〒990-9585 山形市飯田西二丁目2番2号

電話番号 (023) 633-1122 (大代表)

ホームページ <https://www2.id.yamagata-u.ac.jp/>

3. 医学部, 医学部附属病院及び大学院医学系研究科組織機構





4. 医学部のポリシー

学部目的

医学部は、生命科学の基礎及び臨床分野の教育・研究、医療現場における実践教育を通して幅広い視野と探求力を教授し、医学・医療の進歩に対する貢献や地域医療の実践を通じて国民の健康を守るという社会の要請に対して、豊かな人間性に基づき倫理観、責任感、使命感を持って対応できる医療人の育成を目的としています。

医学部の教育目標

山形大学の教育目標を踏まえ、教育プログラム（医学）では、地域に根ざした国際的視野を持ち、知識や技能を自ら学び、考え、活用し、さらに発展させる能力を涵養し、生命の尊厳を理解し、高い倫理観を身に付け、多様な人生観を受け入れることができる人間性豊かな、高いコミュニケーション能力を持つ医療人を育てることを目標としています。

医学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

山形大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、医学部では医学・医療の今後の発展を担う優秀な医師、医学研究者、看護職者を育成する観点から、基盤共通教育及び学部の専門教育を通じて、以下に示す知識・態度・能力を獲得した学生に「学士（医学）」及び「学士（看護学）」のいずれかの学位を授与します。

医学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

山形大学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、医学部学生が体系的かつ主体的に学習できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

医学科のポリシー

医学科の教育目標

山形大学及び医学部の教育目標を踏まえ、教育プログラム（医学）では、地域に根ざした国際的視野を持ち、知識や技能を自ら学び、考え、活用し、さらに発展させる能力を涵養し、生命の尊厳を理解し、高い倫理観を身に付け、多様な人生観を受け入れることができる人間性豊かな、高いコミュニケーション能力を持つ医師を育てることを目標としています。

医学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

山形大学及び医学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、教育プログラム（医学）では医学・医療の今後の発展を担う優秀な医師、医学研究者を育成する観点から、基盤共通教育及び学部の専門教育を通じて、以下に示す知識・態度・能力を獲得した学生に「学士（医学）」の学位を授与します。

1. 豊かな人間性と社会性

- (1) 良き医師及び研究者としての素養を培うため、文化や社会、自然も含めた幅広い学問分野に関心を持ち、自主的、自律的に学び続けることができる。
- (2) 医師として求められる、生命の尊厳への理解と、医学的課題に立ち向かおうとする意欲（Challenge）、医学研究や医療に従事し社会貢献（Contribution）するために不可欠な高い倫理観と使命感を持っている。
- (3) 地域医療の重要性を含め医療・医学に関する社会的なニーズや課題に関心を持ち、それらに対する自己の意見を持ち、筋道を立てて説明することができる。
- (4) 社会の一員として円滑な協働（Cooperation）を行う上で必要な意思疎通及び相互理解・尊重の重要性を理解

している。

2. 幅広い教養と汎用的技能

- (1) 医学や医療に関する社会の仕組み、生活環境、健康や医療を取り巻く様々な課題について学び、それを基に判断し、行動できる。
- (2) 国内外における社会と人々の生活の変化に関心を持ち、膨大な情報の中から正しい情報を取捨選択し、現代医療の役割、機能、責務を理解できる。
- (3) 多職種が関わる医療現場で活躍できるよう互いに連携・協働するためのコミュニケーション能力を持っている。

3. 専門分野の知識と技能

- (1) 医学全体の基盤となる基礎医学について、臨床医学の理解と問題解決に繋がる専門的な基礎知識を持っている。
- (2) 人体各臓器にみられる疾病や創傷の原因や仕組み、またそれらの診断・治療を理解している。
- (3) 実際の診療に必要な基本的診断能力や鑑別診断能力を身に付けている。
- (4) チーム医療、医療安全、患者中心の視点、コミュニケーション能力など、医師としての職責や普遍に求められる知識と技能を身に付けている。

医学科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

山形大学及び医学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、教育プログラム（医学）では、学生が体系的かつ主体的に学習できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

1. 教育課程の編成・実施など

- (1) 医学科のカリキュラム編成では、モデル・コア・カリキュラム、国家試験出題基準、医学教育分野別評価基準など、国際標準に準拠した体系性・順次性のある授業科目を配置する。
- (2) 基盤共通教育においては、豊かな人間性と社会力、高い倫理観を醸成する科目の習得と、基礎医学の一部を学び、専門課程への円滑な移行を目的としたカリキュラムを編成する。
- (3) 専門教育においては、生命科学の基盤となる基礎医学、医学や医療に関する社会の仕組みや生活環境を学ぶ社会医学、様々な疾病の原因や診断、治療を学ぶ臨床医学に関するカリキュラムを編成する。
- (4) 上記科目における基礎知識を習得し客観的臨床能力試験など（CBT及びPre-CC OSCE）に合格した後、共用試験合格証及び認定証【臨床実習生（医学）証】を授与し、臨床実習を通じて、疾患の診断法、検査や治療法についての理解を深めるとともに、チーム医療に接し、医療安全、患者中心の視点、コミュニケーション能力など、医師としての職責や普遍に求められる資質が実地できるカリキュラムを編成する。
- (5) 地域病院と密接に連携した、より高度で実地に即した臨床実習での実践的な医療への参加を通じて、基本的診断能力や鑑別診断能力、他者とのコミュニケーション能力のさらなる向上を目的としたカリキュラムを編成する。

2. 教育方法

- (1) 高等学校教育との接続と専門知識習得の基礎となる講義を、基盤共通教育において展開する。
- (2) 生命科学領域の知識習得を促す講義、実験医学的方法論の習得を促す実習を、基礎医学科目において展開する。
- (3) 系統講義による疾病の病態生理を学習した後、個々の患者を通して様々な疾病の理解を深める臨床実習を、臨床医学科目において展開する。
- (4) 基本的診断能力や類似疾患との鑑別診断能力を学習し、臨床上の問題発見と解決能力を習得させるため、学内及び地域病院と密接に連携した臨床実習を展開する。

3. 教育評価

- (1) 学習成果の評価においては、定期的に教育カリキュラムを点検し、明確な成績評価基準を策定する。
- (2) 臨床実習開始にあたり、これまで学習した医学的知識を総合的かつ客観的に評価するとともに、患者接遇の態度や臨床技能などの実践力を測定するために、客観的臨床能力試験など（CBT及びPre-CC OSCE）により評価する。
- (3) 出席状況や実習態度、レポートや口頭試問などに加え、ポートフォリオにより臨床実習を評価する。

- (4) 臨床実習終了時には、客観的臨床能力試験（臨床実習後OSCE）により、高度な臨床能力を評価する。
- (5) 卒業判定は、卒業試験、臨床実習などを総合して評価する。

看護学科のポリシー

看護学科の教育目標

山形大学及び医学部の教育目標を踏まえ、教育プログラム（看護学）では、生命の尊厳と人権の擁護を重んずる誠実で豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉に関わる人々と協働して、根拠に基づく安全な看護を提供できると共に、社会と人々の生活の変化を敏感に捉え、看護の役割・機能・責務について必要に応じた変革を実行できる看護職者を育成することを目標としています。

看護学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

山形大学及び医学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、教育プログラム（看護学）では、基盤共通教育及び学部での専門教育を通じて、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「学士（看護学）」の学位を授与します。

1. 豊かな人間性と社会性（DP1）

- (1) 良き看護職者として、文化や社会、自然を含めた幅広い学問分野に関心を持ち、主体的、自律的に学び続けることができる。
- (2) 看護職者として求められる、生命の尊厳への理解と医療的課題に立ち向かおうとする意欲（Challenge）、研究や医療に従事し社会貢献（Contribution）するために不可欠な高い倫理観と使命感を持っている。
- (3) 地域医療の重要性を含め医療・看護に関する社会的なニーズや課題に関心を持ち、自ら学び考えることができる。
- (4) 医療人の一員として円滑な協働（Cooperation）を行う上で必要な意思疎通及び相互理解・尊重の重要性を理解している。

2. 幅広い教養と汎用的技能（DP2）

- (1) 医療や看護に関する社会の仕組み、生活環境、健康や医療を取り巻く様々な課題について学び、それを基に判断し、行動できる。
- (2) 社会の変化に関心を持ち、膨大な情報の中から正しい情報を活用し、看護の役割、機能、責務を理解できる。
- (3) 多職種が関わる医療現場で活躍できるよう互いに連携・協働するためのコミュニケーション能力を持っている。

3. 専門分野の知識と技能（DP3）

- (1) 看護の基盤となる専門基礎知識について、看護の現象の理解と問題解決に活用できる。
- (2) 看護に必要な科学的思考力と創造力を持ち、生涯にわたり自己研鑽する態度を身に付けている。
- (3) 専門的知識と確かな技術に裏打ちされた安全な看護を提供し、自分が提供した看護を評価できる看護実践能力を身に付けている。
- (4) 保健・医療・福祉に関わる人々と協働して、組織的に問題解決を図るためのチームワーク力とマネジメント力を備え、看護職としての職責や普遍に求められる知識と技能を身に付けている。

看護学科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

山形大学及び医学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、教育プログラム（看護学）では、学生が体系的かつ主体的に学習できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

1. 教育課程の編成・実施など

- (1) 基盤共通教育においては、豊かな人間力と社会力を醸成する科目と、専門分野の中核になる概念や原理を理解

する専門科目を配置する。

- (2) 専門教育においては基盤教育で得た知識を多角的に応用できる看護実践能力と課題解決力などを育成するために、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に即した体系的・順次性のある授業科目と充実した演習、実習を配置する。
- (3) 看護実践能力を育成するために、各看護領域における専門的な看護の知識及び援助の方法を学び、これらの授業科目の単位を全て修得し、客観的看護実践能力試験で一定水準に達していると認められたものに「山形大学医学部Student Nurse」の称号を付与し、病院、高齢者施設、保育所などでの臨地実習を行う。また、社会に対し教育の質を保証するため、客観的看護実践能力試験及び統合特別試験を実施し、卒業時の看護実践能力到達目標に到達できるようにカリキュラムを編成する。
- (4) 3年次において、地域で生活する人々を支援するために、選択による保健師養成に必要な授業科目を配置する。また、周産期にある対象者への根拠に基づく看護実践や思春期から更年期までの女性の健康保持を推進するために、選択による助産師養成に必要な授業科目を配置する。さらに、看護職としての看護の多様な役割・機能・責務について理解を深めるために、統合的な専門科目を配置する。加えて、常に課題の克服や目標達成に取り組むことができるように看護研究、統合実習の科目を配置する。

2. 教育方法

- (1) 高等学校教育との接続と専門知識習得の基礎となる講義を、基盤共通教育において展開する。
- (2) 看護の多様な役割・機能・責務について理解を深め、生涯を通じて主体的に看護学の知識・技術を学び続けられるような実践的な演習、実習を展開する。
- (3) 看護アセスメント能力を培い、あらゆるライフステージや多様な健康レベルに対応できる看護実践の方法を身に付けさせるための臨地実習を展開する。

3. 教育評価

- (1) 学習成果の評価においては、定期的に教育カリキュラムを点検し、明確な成績評価基準に基づき評価する。
- (2) 看護実践能力は、3年次の臨地実習前に関連する授業科目全ての単位を修得すること及び客観的看護実践能力試験によって評価する。また、4年次の客観的看護実践能力試験及び統合特別試験によって、卒業時の到達度を評価する。

5. 山形大学医学部医学科履修規程

(平成5年6月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、山形大学学部規則（以下「規則」という。）第2条の2第2項及び第33条並びに山形大学科目履修規程第5条の規定に基づき、山形大学医学部医学科（以下「本学科」という。）における授業科目、単位数、履修方法、単位修得その他必要な事項を定めるものとする。

(授業科目と単位)

第2条 授業科目の細目、単位数等については別に定める。

2 前項に規定する授業科目、単位数等の変更は、医学部教授会の議を経て、医学部長が行う。

(成績の審査、判定及び履修科目の単位修得)

第3条 授業科目の成績の審査は、試験、実習等の成績に基づいて、担当教員が行う。

2 成績の審査は、各授業科目について100点満点とし、60点以上を合格とする。

3 評価区分及び評定記号は、次のとおりとする。

100～90点 S（秀）

89～80点 A（優）

79～70点 B（良）

69～60点 C（可）

59～0点 F（不可）

4 授業科目を履修し、成績の判定に合格した者には、所定の単位を与える。

(試 験)

第4条 次の各号の一に該当する場合は、試験を受けることができない。

(1) 当該科目の授業の出席が4分の3に満たない者

(2) 休学中の者

(3) 規則第65条の規定による停学中の者

第5条 試験は、実施の2週間前までに試験科目及びその日程を発表し、担当教員が実施する。

2 担当教員に事故があるときは、担当教員又は医学部長が依頼する教員が代わってこれを実施することができる。

第6条 病気その他やむを得ない理由により受験できない者は、原則として試験開始までに欠席届を学務課を経て医学部長に届け出た上、速やかにその事由を説明しなければならない。

2 前項の事由がやむを得ないと判断された者については、追試験を行うことができる。

3 第1項の届出を出さずに欠席した者又は担当教員に事由の説明をしなかった者は、当該科目の試験を放棄したものとみなす。

(不正行為)

第7条 試験等に不正行為があった場合は、次のとおり措置する。

(1) 不正行為と認められる行為があったときは、当該科目は不合格とする。

(2) 不正行為の内容によっては規則第65条の規定により懲戒する。

(学年進級等の基準)

第8条 学年進級等の基準については、別に定める。

(他大学における科目の履修)

第9条 規則第35条の規定に基づき、本学が教育上有益と認めるときは、他大学等との協定に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を限度として、本学において修得したものとみなすことができる。

3 規則第36条の規定に基づき、本学科に入学する前に他大学等において履修した授業科目について修得した単位は、

60単位を限度として、本学科において修得したものとみなすことができる。

(除 籍)

第10条 医学部長は、規則第25条に規定する除籍について、学長が決定を行うに当たり、除籍に該当する学生（以下「除籍学生」という。）の意見を述べるものとする。

2 次の各号の一に該当する者は、医学部教授会の議を経て、除籍学生とする。

(1) 規則第25条各号に該当する者

(2) 各学年で修得しなければならない所定の授業科目の単位を、特別な理由なく翌年度1年間で修得できない者
(共用試験合格証及び認定証（臨床実習生（医学）証）)

第11条 臨床実習資格判定に合格した者には、共用試験合格証及び認定証（臨床実習生（医学）証）を授与する。

(卒業の認定)

第12条 本学科を卒業する者は、本学科に6年以上在学し、第2条に規定する所定の授業科目を履修の上、単位を修得し、医学部教授会の議を経なければならない。

2 卒業の時期は、3月とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成5年6月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この規定は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部医学科履修規程は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成14年12月3日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

2 改正後の山形大学医学部医学科履修規程は、平成14年度入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部医学科履修規程は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第11条については令和5年4月1日時点で4年次以下の者に適用し、その他のものはなお従前の例による。

山形大学医学部医学科授業科目の細目と単位数

(平成5年6月30日制定)

医学科授業科目

I 基盤共通教育科目（山形大学基盤共通教育履修規程及び山形大学基盤共通教育科目の履修方法に定める医学部の所定の授業科目，履修期間は1年間）

1 導入科目 6単位

スタートアップセミナー

スタートアップセミナー 2単位

みずから学ぶ 2単位

学部導入セミナー 2単位

2 基幹科目 6単位

人間を考える・共生を考える

人間・共生を考える 2単位

山形から考える

山形から考える 2単位

現代を生きる

現代を生きる 2単位

3 教養科目の各領域並びに共通科目の健康・スポーツ領域及びキャリアデザイン領域 11単位

4 共通科目 14単位

情報科学

情報処理 2単位

データサイエンス（基礎）2単位

コミュニケーション・スキル1（英語1） 4単位

（英語2） 2単位（3年次開講科目）

コミュニケーション・スキル2（ドイツ語又はフランス語） 4単位

II 医学専門教育科目

1 医学基礎教育科目（3単位，全科目必修）

基礎生命科学 2単位（生物学，物理学はいずれかを選択）

早期医学・医療体験学習 1単位

2 専門教育科目

(1) 一般必修科目（163単位，全科目必修）

解剖学総論，解剖学Ⅰ，解剖学Ⅱ，生理学，人体物質代謝学，医学概論，統計学・疫学，免疫学，微生物学，薬理学，病理学総論，基礎腫瘍学，ゲノム解析学，局所解剖・画像診断特論，社会医学・医療学，臓器疾患学，全身性疾患学，基本診療学，臨床実習

(2) 特別必修科目（7単位，全科目必修）

研究室研修，特別講義

(3) 生命科学演習（1単位必修）

(4) 総合医学演習（1単位必修）

卒業要件単位数を超えて修得した単位は、累加記録簿に記載して残す。

附 則

この細目と単位数は、平成5年6月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

(中略)

附 則

1 この細目と単位数は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部医学科授業科目の細目と単位数は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この細目と単位数は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部医学科授業科目の細目と単位数は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細目と単位数は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この細目と単位数は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部医学科授業科目の細目と単位数は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学者については、改正後の授業科目を履修して単位修得が認められる場合には、次の各号のとおり授業科目を読み替えるものとする。

(1) 「免疫学」及び「微生物学」をもって「生体防御学」とする。

(2) 「解剖学Ⅰ」及び「解剖学Ⅱ」をもって「人体構造学」とする。

(3) 「生理学」をもって「人体機能学」とする。

(4) 「病理学総論」をもって「病理病態学」とする。

附 則

1 この細目と単位数は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部医学科授業科目の細目と単位数は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この細目と単位数は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部医学科授業科目の細目と単位数は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度入学者については、なお従前の例とする。

附 則

1 この細目と単位数は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部医学科授業科目の細目と単位数は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度入学者については、なお従前の例とする。

3 前項の規定にかかわらず、令和5年度以前入学者については、改正後の授業科目を履修して単位修得が認められる場合には、次のとおり授業科目を読み替えるものとする。

「薬理学」をもって「生体薬理学」とする。

山形大学医学部医学科学年進級及び卒業等に必要履修科目

(平成5年6月30日制定)

- I 1年次に修得しなければならない所定の授業科目
- 1 基盤共通教育科目
導入科目 6単位 (スタートアップセミナー2単位, みずから学ぶ2単位及び学部導入セミナー2単位)
基幹科目 6単位 (人間・共生を考える2単位, 山形から考える2単位及び現代を生きる2単位)
教養科目の各領域並びに共通科目の健康・スポーツ領域及びキャリアデザイン領域 11単位
共通科目 12単位
(情報科学 (情報処理2単位及びデータサイエンス (基礎) 2単位))
(コミュニケーション・スキル1 (英語1) 4単位)
(コミュニケーション・スキル2 (ドイツ語又はフランス語) 4単位)
 - 2 医学基礎教育科目 3単位 (基礎生命科学2単位, 早期医学・医療体験学習1単位)
 - 3 専門教育科目
一般必修科目 12単位 (人体物質代謝学4単位, ゲノム解析学1単位, 解剖学総論2単位, 医学概論1単位, 統計学・疫学1単位, 生命科学演習1単位, 免疫学 (1年次開講分) 2単位)
- II 2年次に修得しなければならない所定の授業科目
- 一般必修科目 32単位
(解剖学I 6単位, 解剖学II 6単位, 生理学4単位, 免疫学 (2年次開講分) 2単位, 微生物学5単位, 薬理学3単位, 病理学総論4単位, 基礎腫瘍学1単位, 局所解剖・画像診断特論1単位)
- III 3年次に修得しなければならない所定の授業科目
- 1 一般必修科目 34単位 (臓器疾患学34単位, 社会医学・医療学 (3年次開講分。進級のためには4分の3以上の出席が必要である。))
 - 2 特別必修科目 3単位 (研究室研修3単位)
 - 3 共通科目 2単位 (コミュニケーション・スキル1 (英語2) 2単位)
- IV 4年次に開始する臨床実習 (ベッドサイドラーニング) 前までに修得しなければならない所定の授業科目等
- 1 一般必修科目 25単位 (全身性疾患学11単位, 基本診療学9単位, 社会医学・医療学 (4年次開講分) 5単位)
 - 2 総合医学演習 1単位必修
 - 3 共用試験 (CBT及びOSCE)
- V 5年次に開始する臨床実習 (クリニカルクラークシップ) 前までに修得しなければならない所定の授業科目等
- 1 一般必修科目 (臨床実習 (ベッドサイドラーニング))
 - 2 5年次試験
- VI 6年次未までに修得しなければならない所定の授業科目等
- 1 一般必修科目 61単位 (臨床実習 (クリニカルクラークシップ) 61単位)
 - 2 臨床実習後OSCE
 - 3 特別必修科目 4単位 (特別講義4単位)
 - 4 卒業試験
- VII 卒業要件
- 本学科に6年間在籍し, 所定の授業科目を履修し単位を修得することを要件とする。
- 1 基盤共通教育科目の最低修得単位
(1) 導入科目 (スタートアップセミナー, みずから学ぶ及び学部導入セミナー) (6単位)
(2) 基幹科目 (6単位)
(3) 教養科目の各領域並びに共通科目の健康・スポーツ領域及びキャリアデザイン領域 (11単位)
(4) 共通科目 (14単位)

- (情報科学 (情報処理 2 単位及びデータサイエンス (基礎) 2 単位))
- (コミュニケーションスキル 1 (英語 1) 4 単位及び (英語 2) 2 単位)
- (コミュニケーションスキル 2 (ドイツ語又はフランス語) 4 単位)

(5) 合計 37単位

2 医学専門教育科目の最低修得単位

- (1) 必修科目 175単位
- (2) 合計 175単位 (医学専門教育科目の最低修得単位)

以下については累加記録簿に修得単位を記載して残すが、卒業要件とはしない。

- 1) 上記 1, 2 の卒業要件単位を超えて修得した単位
- 2) 他学部, 他学科の授業を履修して修得した単位のうち本学科での履修とみなされたもの以外の単位

附 則

この履修科目は、平成 5 年 6 月 30 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

(中略)

附 則

- 1 この履修科目は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級及び卒業に必要な履修科目は、平成 28 年度入学者から適用し、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、V 及び VI の規定は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この履修科目は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級及び卒業に必要な履修科目は、平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この履修科目は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級及び卒業等に必要な履修科目は、平成 29 年度入学者から、及び平成 28 年度以前の入学者については、令和 2 年 4 月 1 日時点で 4 年次以下の者に適用し、その他の者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この履修科目は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級及び卒業等に必要な履修科目は、令和 3 年度入学者から、及び令和 2 年度以前の入学者については、令和 3 年 4 月 1 日時点で 2 年次以下の者に適用し、その他の者は、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、V の規定は、平成 29 年度入学者から、及び平成 28 年度以前の入学者については、令和 2 年 4 月 1 日時点で 4 年次以下の者に適用し、その他の者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この履修科目は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級及び卒業等に必要な履修科目は、令和 4 年度入学者から適用し、令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、VI の規定は、平成 30 年度入学者から、及び平成 29 年度以前の入学者については、令和 4 年 4 月 1 日時点で 5 年次以下の者に適用し、その他の者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この履修科目は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級及び卒業等に必要な履修科目は、令和 5 年度入学者から適用し、令和

4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この履修科目は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級及び卒業等に必要な履修科目は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

山形大学医学部医学科学年進級等の基準

(平成5年6月30日制定)

- 1 医学部教授会は、1年次末、2年次末、3年次末、臨床実習（ベッドサイドラーニング）開始前及び臨床実習（クリニカルクラークシップ）開始前に、それぞれの所定の授業科目の修得単位に基づいて、進級の可否を判定する。
- 2 次項に定める進級判定基準を満たせずに留年した場合は、原則として当該学年次末の進級判定に係る全ての授業科目を再履修しなければならない。その場合に再履修する全ての科目の成績は、履修前の状態に復することとする。
ただし、2年次への進級判定において、基盤共通教育に関する所定の授業科目の修得単位のみを満たせずに留年した場合は、不足する基盤共通教育の授業科目の単位を修得することとし、不足単位を満たした場合の2年次への進級は原則として翌年度4月1日とする。
- 3 各年次末における進級判定基準は、次のとおりとする。
 - (1) 2年次への進級判定基準
 - ア 1年次に修得すべき所定の授業科目のすべてに合格し、単位を修得していること。
 - イ 免疫学については1年次開講分の単位を修得していること。
 - ウ 修得すべき所定の授業科目（医学基礎教育科目及び専門教育科目に限る。）の一部に不可があり、一定の範囲内である場合は、別に定めるところにより条件を付した上で進級を認めることができる。
 - (2) 3年次への進級判定基準
 - ア 2年次に修得すべき所定の授業科目のすべてに合格し、単位を修得していること。
 - イ 修得すべき所定の授業科目の一部に不可があり、一定の範囲内である場合は、別に定めるところにより条件を付した上で進級を認めることができる。
 - (3) 4年次への進級判定基準
 - ア 3年次に修得すべき所定の授業科目のすべてに合格し、単位を修得していること。
 - イ 社会医学・医療学については出席が3年次開講分の4分の3以上であること。
 - (4) 臨床実習（ベッドサイドラーニング）開始資格判定基準（5年次への進級判定基準）
 - ア 4年次臨床実習前に修得すべき所定の授業科目のすべてに合格し、単位を修得していること。
 - イ 共用試験（CBT及びOSCE）の結果が一定水準以上に達していること。
なお、基準を満たすことができない者は、3年次後期から開講する4年次授業科目より再履修すること（ただし、学年は4年次のままとする。）。
 - (5) 臨床実習（クリニカルクラークシップ）開始資格判定基準（6年次への進級判定基準）
 - ア 臨床実習（ベッドサイドラーニング）の結果が一定水準に達していること。
 - イ 5年次試験の結果が一定水準以上に達していること。
なお、基準を満たすことができない者は、ベッドサイドラーニングの初回から再履修すること（ただし、学年は5年次のままとする。）。
- 4 前項第4号の規定により、臨床実習資格判定に合格した者には、共用試験合格証及び認定証（臨床実習生（医学）証）を授与する。

附 則

この基準は、平成5年6月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

(中略)

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級の基準は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、3(5)の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級の基準は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級等の基準は、平成29年度入学者から、及び平成28年度以前の入学者については、令和2年4月1日時点で4年次以下の者に適用し、その他の者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級等の基準は、令和3年度入学者から、及び令和2年度以前の入学者については、令和3年4月1日時点で2年次以下の者に適用し、その他の者は、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、3(5)の規定は、平成29年度入学者から、及び平成28年度以前の入学者については、令和2年4月1日時点で4年次以下の者に適用し、その他の者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部医学科学年進級等の基準は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、4の規定は、令和5年度4月1日時点で4年次以下の者に適用し、その他の者は、なお従前の例による。

(参考) 山形大学医学部医学科条件付進級に関する申し合わせ

(令和3年6月15日制定)

- 1 山形大学医学部医学科学年進級等の基準第3項に規定する進級判定基準に関して、次の要件を満たす場合は、条件を付した上で進級（以下「条件付進級」という。）を認めることができる。
 - (1) 不合格となった授業科目（以下「不合格科目」という。）が1つで、当該授業科目の評価区分が50点以上60点未満であること。
 - (2) 1年次又は2年次学生で、当該学年の履修が1回目の学生であること。
- 2 不合格科目の再評価は、次のとおりとする。
 - (1) 学年末の進級判定までに、当該授業科目の担当教員が試験等により成績判定を行う。
 - (2) 複数の講座等が担当する授業科目の場合は、不合格となった講座等分のみを対象とする。ただし、区分が明確でない場合は、全体を再評価の対象とする。
 - (3) 合否判定は、教務委員会の議を経て教授会が行う。原則として、条件付進級後、半年が経過するまでに判定する。
 - (4) 当該授業科目の担当教員は、条件付進級となった学生を教育し、その状況を月1回教務委員会に報告するものとする。
- 3 条件付進級となった学生の所属学年は、進級学年と同学年とし学籍に記録する。
- 4 条件付進級となった学生は、名簿上「仮進級学生」として取り扱う。ただし、再評価の結果により、不合格科目が合格となった場合は、名簿上の取扱いを解消することができる。
- 5 不合格科目について、条件付進級後の再評価が不合格となった場合は、山形大学医学部医学科履修規程第10条第2項(2)の規定により、特別な理由がある場合を除き除籍とする。
- 6 不合格科目の評点は、再評価後の点数を表記し、それまでの間は保留と表記する。
- 7 この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項について、教務委員会において取扱いを決定することができる。

附 則

この申し合わせは、令和3年4月1日時点で2年次以下の者から適用し、その他の者は、なお従前の例による。

医学部医学科授業科目・単位数及び開講学期（予定）

授 業 科 目 名		単位数	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年	
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
医学基礎教育科目	基礎生命科学	2	※											
	化学		※											
	生物学*		※											
	物理学*		※											
	早期医学・医療体験学習	1	※											
	計	3												
専門教育科目	人体物質代謝学	4	※	※										
	ゲノム解析学	1	※											
	解剖学総論	2		※										
	医学概論	1	※	※										
	統計学・疫学	1		※										
	生命科学演習	1		※										
	免疫学	4		※	※									
	(1年次開講分)	(2)		※										
	(2年次開講分)	(2)			※									
	微生物学	5			※	※								
	解剖学Ⅰ	6			※									
	解剖学Ⅱ	6			※									
	生理学	4			※	※								
	薬理学	3			※	※								
	病理学総論	4			※	※								
	基礎腫瘍学	1			※	※								
	局所解剖・画像診断特論	1			※	※								
	社会医学・医療学	5					※	※	※					
	臓器疾患学	34					※	※						
	呼吸器コース						※							
血液コース						※								
循環器コース						※								
消化管コース						※								

授 業 科 目 名		単位数	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年	
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
専 門	腎・尿路コース						※							
	肝・胆・膵コース						※							
	内分泌・栄養代謝コース						※							
	神 經 コ ー ス						※							
	生 殖 器 コ ー ス							※						
	周産期(含新生児)コース							※						
	運 動 器 コ ー ス							※						
	皮 膚 コ ー ス 1							※						
	皮 膚 コ ー ス 2							※						
	精 神 系 コ ー ス							※						
	感 覚 器 コ ー ス							※						
	教 育 科 目	病 理 学 各 論						※	※					
基 本 診 断 学								※						
研 究 室 研 修		3					※							
全 身 性 疾 患 学		11							※					
感 染 症									※					
免 疫 ・ ア レ ル ギ ー									※					
成 長 ・ 発 達 ・ 遺 伝 ・ 発 生									※					
加 齢 ・ 死 ・ 環 境									※					
診 療 の 基 本									※					
総 合 医 学 演 習		1							※					
基 本 診 療 学		9							※					
基 本 的 診 療 知 識									※					
症 候 ・ 病 態 学								※						
基 本 診 療 技 能 学								※						
臨 床 実 習	61								※	※	※	※		
ベ ッ ド サ イ ド ラ ー ニ ン グ									※	※				
ク リ ニ カ ル ク ラ ー ク シ ッ プ											※	※		
特 別 講 義	4												※	
計	172													
合 計	175													

* 基礎生命科学のうち、化学は全員履修かつ生物学又は物理学はいずれかを履修

6. 山形大学医学部看護学科教育の理念と目標

教育の理念

生命の尊厳と人権の擁護を重んずる誠実で豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉に関わる人々と協働して、根拠に基づく安全な看護を提供できると共に、社会と人々の生活の変化を敏感に捉え、看護の役割・機能・責務について必要に応じた変革を実行できる看護職者を育成する。

教育の目標

1. 生命の尊厳と人間としての権利を重んじ、看護サービスを受ける人々を常に擁護する立場にたち、その人らしい生活を支援する看護を提供できる人材を育成する。
2. 一社会人として信頼される社会性と倫理的感性を備え、誠実で豊かな人間性を涵養する。
3. 専門的知識と確かな技術に裏打ちされた安全な看護を提供でき、提供した看護について適正に評価できる看護実践能力を備えた人材を育成する。
4. 保健・医療・福祉に関わる人々と協働して、組織的に問題解決をはかるためのチームワーク力とマネジメント力を備え、必要に応じて当該チームのリーダーとして活躍できる人材を育成する。
5. 国内外における社会と人々の生活の変化に関心を持ち、変化に対応する看護の役割、機能、責務を理解し、必要に応じた変革を実行できる人材を育成する。
6. 科学的思考力と創造力を持ち、生涯にわたり自己研鑽ができる人材を育成する。

7. 山形大学医学部看護学科履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山形大学学部規則（以下「規則」という。）第2条の2第2項及び第33条並びに山形大学科目履修規程第5条の規定に基づき、山形大学医学部看護学科（以下「本学科」という。）における授業科目、単位数、履修方法、その他必要な事項を定めるものとする。

(授業科目と単位)

第2条 授業科目、単位数等については、別に定める。

2 前項に規定する授業科目、単位数等の変更は、医学部教授会の議を経て、医学部長が行う。

(成績の審査、判定及び履修科目の単位修得)

第3条 授業科目の成績の審査は、試験、実習等の成績に基づいて、担当教員が行う。

2 成績の審査は、各授業科目について100点満点とし、60点以上を合格とする。

3 評価区分及び評定記号は、次のとおりとする。

100～90点 S（秀）

89～80点 A（優）

79～70点 B（良）

69～60点 C（可）

59～0点 F（不可）

4 授業科目を履修し、成績の判定に合格した者には、所定の単位を与える。

(試 験)

第4条 次の各号の一に該当する場合は、試験を受けることができない。

(1) 当該科目の授業の出席が4分の3に満たない者

(2) 休学中の者

(3) 規則第65条の規定による停学中の者

第5条 試験は、実施の2週間前までに試験科目及びその日程を発表し、担当教員が実施する。

2 担当教員に事故があるときは、担当教員又は医学部長が依頼する教員が代わってこれを実施することができる。

第6条 病気その他やむを得ない理由により受験できない者は、原則として試験開始までに欠席届を学務課看護学科担当を経て医学部長に届け出た上、速やかに担当教員にその事由を説明しなければならない。

2 前項の事由がやむを得ないと判断された者については、追試験を行うことができる。

3 第1項の届出を出さずに欠席した者又は担当教員に事由の説明をしなかった者は、当該科目の試験を放棄したものとみなす。

(不正行為)

第7条 試験等に不正行為があった場合は、次のとおり措置する。

(1) 不正行為と認められる行為があったときは、当該科目は不合格とする。

(2) 不正行為の内容によっては規則第65条の規定により懲戒する。

(学年進級の基準)

第8条 学年進級の基準については、別に定める。

(他大学における授業科目の履修)

第9条 規則第35条の規定に基づき、本学が教育上有益と認めるときは、他大学等との協定に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を限度として、本学において修得したものとみなすことができる。

3 規則第36条の規定に基づき、本学科に入学する前に他大学等において履修した授業科目について修得した単位は、60単位を限度として、本学科において修得したものとみなすことができる。

(除 籍)

第10条 医学部長は、規則第25条に規定する除籍について、学長が決定を行うに当たり、除籍に該当する学生（以下「除籍学生」という。）の意見を述べるものとする。

2 次の各号の一に該当する者は、医学部教授会の議を経て、除籍学生とする。

(1) 規則第25条各号に該当する者

(2) 入学後2年以内（休学期間を除く。以下同じ。）に、1年次末までに修得しなければならない所定の授業科目の単位を満たさない者

(3) 入学後4年以内に、2年次末までに修得しなければならない所定の授業科目の単位を満たさない者

(4) 入学後6年以内に、3年次末までに修得しなければならない所定の授業科目の単位を満たさない者

(5) 入学後8年以内に、卒業に要する所定の授業科目の単位を満たさない者

(6) 第3年次編入学生にあっては、入学後4年以内に、卒業に要する所定の授業科目の単位を満たさない者

(称号の付与)

第11条 臨床看護実習資格判定に合格した者には、Student Nurseの称号を付与する。

2 称号を付与する期間は、統合実習修了までとする。

(卒業の認定及び判定)

第12条 本学科を卒業する者は、本学科に4年以上在学し、第2条に規定する所定の授業科目を履修の上、単位を修得し、医学部教授会の議を経なければならない。

2 第3年次編入学生にあっては、前項中「4年以上」とあるのは「2年以上」と読み替えるものとする。

3 卒業判定の時期は、3月及び9月とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成5年6月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この規定は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部看護学科履修規程は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

山形大学医学部看護学科授業科目と単位数

看護学科授業科目

1 基盤共通教育科目（山形大学基盤共通教育履修規程及び山形大学基盤共通教育科目の履修方法に定める医学部の所定の授業科目、履修期間は1年間）

(1) 導入科目 4単位

スタートアップセミナー

スタートアップセミナー 2単位

みずから学ぶ 2単位

(2) 基幹科目 6単位

人間を考える・共生を考える

人間・共生を考える 2単位

山形から考える

山形から考える 2単位

現代を生きる

現代を生きる 2単位

(3) 教養科目の各領域並びに共通科目の健康・スポーツ領域、キャリアデザイン領域及び情報科学領域のデータサイエンス（応用）分野 14単位

(4) 共通科目 10単位

情報科学

情報処理 2単位

データサイエンス（基礎） 2単位

コミュニケーション・スキル1

（英語1） 4単位

（英語2） 2単位（2年次開講科目）

2 第3年次編入学生の基盤共通教育科目は、前項各号の規定のとおりとする。

3 専門教育科目

(別表)

区分	授業科目名	単位数		開講時期及び授業時間数								3年次編入学生 必修選択 等の別	保健師 コース 必修選択 等の別	助産師 コース 必修選択 等の別	
		必修	選択	1年		2年		3年		4年					
				前	後	前	後	前	後	前	後				
専	老年看護学	高齢者看護学概論	1				15							●	●
		高齢者の疾病と障害	1					15						●	●
		高齢者・リハビリテーション看護方法	2					45						●	●
	精神看護学	精神看護学概論	1			15								●	●
		精神の健康と保健	1					15						●	●
		精神看護方法	2					45						●	●
	小児看護学	小児看護学概論	1				15							●	●
		小児の発達と健康	1				15							●	●
		小児看護方法	2					45						●	●
母性看護学	母性看護学概論	1			15								●	●	
	母性の健康と保健	1					15						●	●	
	母性看護方法	2					45						●	●	
在宅看護学	在宅看護学概論	1				15							●	●	
	在宅看護方法	2						60					●	●	
	家族援助論	1				15						○	●	●	
	ケア・コーディネイト論		1						15				○	○	
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2					30					○	●	●	
	公衆衛生看護活動論Ⅰ		1					15					○	○	
	公衆衛生看護活動論Ⅱ		2					30					○	○	
	公衆衛生看護管理論		1					15					○	○	
	公衆衛生看護方法Ⅰ		1					30					○	○	
	公衆衛生看護方法Ⅱ		2						45				○	○	
	産業・学校保健論		1					15					○	○	
助産学	基礎助産学		2					30					○	○	
	助産診断学Ⅰ		2						60				○	○	
	助産診断学Ⅱ		2							60			○	○	
	助産技術学Ⅰ		2					45					○	○	
	助産技術学Ⅱ		2						45				○	○	
	助産管理		1					15					○	○	

区分	授業科目名	単位数		開講時期及び授業時間数								3年次編入学生 必修選択等の別	保健師コース 必修選択等の別	助産師コース 必修選択等の別		
		必修	選択	1年		2年		3年		4年						
				前	後	前	後	前	後	前	後					
専 門 科 目	看護研究入門	1								15			○	●	●	
	看護研究	3									90		○	●	●	
	看護管理学	2									30		○	●	●	
	生命倫理	1									15		○	●	●	
	看護教育学		1								15					
	保健医療経済学		1								15		○			
	統合特別講義	2									30		○	●	●	
	臨 地 実 習	基礎看護学実習	3					135						/	●	●
		成人急性期看護学実習	3								135			/	●	●
		成人慢性期看護学実習	3								135			/	●	●
		高齢者看護学実習	2								90			/	●	●
		精神看護学実習	2								90			/	●	●
		小児看護学実習	2								90			/	●	●
		母性看護学実習	2								90			/	●	●
		在宅看護学実習	2								90			/	●	●
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	1								45			○	●	●
		公衆衛生看護学実習Ⅱ		3								135			○	/
	目	助産学実習		6									270		/	○
		統合実習	3									135		○	●	●
看護師アドバンスト実習			3								135				看護師免許のみ希望者対象	

注1 第3年次編入学生欄の○印は必修科目を示す。

注2 保健師コース欄の○印は保健師コース選択学生の必修科目、●印は卒業に必要な科目を示す。

注3 助産師コース欄の○印は助産師コース選択学生の必修科目、●印は卒業に必要な科目を示す。

附 則

この授業科目と単位数は、平成5年6月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

(中略)

附 則

1 この授業科目と単位数は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部看護学科授業科目と単位数の規定は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 第3年次編入学生にあっては、改正後の山形大学医学部看護学科授業科目と単位数の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この授業科目と単位数は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 改正後の山形大学医学部看護学科授業科目と単位数の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第3年次編入学生にあっては、改正後の山形大学医学部看護学科授業科目と単位数の規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位

1 1年次末までに必要な修得単位数

基盤共通教育科目

導入科目 4単位（スタートアップセミナーのスタートアップセミナー2単位及びみずから学ぶ2単位）

基幹科目 6単位（人間を考える・共生を考えるの人間・共生を考える2単位、山形から考えるの山形から考える2単位及び現代を生きるの現代を生きる2単位）

教養科目の各領域並びに共通科目の健康・スポーツ領域、キャリアデザイン領域及び情報科学領域のデータサイエンス（応用）分野 14単位

共通科目 8単位（情報科学の情報処理2単位及びデータサイエンス（基礎）2単位、コミュニケーション・スキル1の英語1 4単位）

専門基礎科目

人体構造学、人体機能学、臨床心理学及び看護感染症学を各2単位並びに看護生化学1単位

専門科目

看護学概論2単位

2 2年次末までに必要な修得単位数

共通科目 （コミュニケーション・スキル1（英語2）2単位）

専門基礎科目 19単位

専門科目 19単位

3 3年次末までに必要な修得単位数

専門科目 38単位

4 卒業に必要な修得単位数

1年次末までに必要な修得単位数 43単位

2年次末までに必要な修得単位数 40単位

3年次末までに必要な修得単位数 38単位

4年次末までに必要な修得単位数 13単位

計 134単位

5 臨床看護実習資格判定基準

(1) 3年次臨床看護実習前に修得すべき所定の授業科目の単位を全て修得していること。

(2) 客観的看護実践能力試験の結果が一定水準以上に達していること。

6 第3年次編入学生に係る特例

第3年次編入学生にあっては、前項で規定する各年次ごとに定める「必要な修得単位数」は適用せず、卒業に必要な修得単位数は、134単位以上とする。

附 則

この単位は、平成5年6月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

1 この単位は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成8年度入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この単位は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成9年度入学者から適用し、平成8年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この単位は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成10年度入学者から適用し、平成9年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この単位は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成11年度入学者から適用し、平成10年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この単位は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この単位は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この単位は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成15年度入学者から適用し、平成14年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この単位は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この単位は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この単位は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第3年次編入学生にあっては、改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この単位は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

- 1 この単位は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この単位は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第3年次編入学生にあっては、改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この単位は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位の規定は、平成26年度入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第3年次編入生にあっては、改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位の規定は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この単位は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第3年次編入生にあっては、改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位の規定は、平成26年度入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この単位は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第3年次編入学生にあつては、改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この単位は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第3年次編入学生にあつては、改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この単位は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第3年次編入学生にあつては、改正後の山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位数の規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(参考) 山形大学医学部看護学科条件付進級に関する申合せ

(令和5年10月17日制定)

(条件付進級)

1 山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位に関して、次の要件を満たす場合は、条件を付した上で進級（以下「条件付進級」という。）を認めることができる。

- (1) 山形大学医学部看護学科授業科目と単位数の第3項に規定する専門教育科目のうち、不合格となった授業科目（以下「不合格科目」という。）が1つで、当該授業科目の評価区分が50点以上60点未満であること。
- (2) 1年次学生で、当該学年の履修が1回目の学生であること。
または、2年次学生で入学後の在学期間が3年以内の学生であること。

(不合格科目の再評価等)

- 2 不合格科目の再評価は、次のとおりとする。
 - (1) 学年末の進級判定までに、不合格科目の担当教員が試験等により成績審査を行う。
 - (2) 合否判定は、教務委員会の議を経て教授会で行う。原則として、条件付進級後、半年が経過するまでに判定する。3年次学生は、3年次学生臨床看護実習資格判定までに判定する。
 - (3) 不合格科目の担当教員は、条件付進級となった学生を教育し、その状況を月1回看護学科教務委員会に報告するものとする。

(学籍等の取り扱い)

- 3 条件付進級となった学生の所属学年は、進級学生と同学年とし学籍に記録する。
- 4 条件付進級となった学生は、名簿上「仮進級学生」として取り扱う。ただし、再評価の結果により、不合格科目が合格となった場合は、名簿上の取扱いを解消することができる。

(不合格科目が不可の場合)

- 5 条件付進級となり、2年次に所属する学生について、条件付進級後の再評価が不合格となった場合は、山形大学医学部看護学科履修規程第10条第2項(2)の規定により、特別な理由がある場合を除き除籍とする。
条件付進級となり、3年次に所属する学生について、条件付進級後の再評価が不合格となった場合は、山形大学医学部看護学科履修規程第10条第2項(3)の規定によらず、特別な理由がある場合を除き除籍とする。

(評 点)

- 6 不合格科目の評点は、再評価後の点数を表記し、それまでの間は保留と表記する。

(その他)

- 7 この申合せに定めるもののほか、必要な事項について、教務委員会において取扱いを決定することができる。

附 則

- 1 この申合せは、令和5年10月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この申合せは、この申合せの適用の日に年次が2年次以下である者から適用する。

○保健師コースについて

<保健師コースの教育の理念と目標>

教育の理念

地域で生活する人々の尊厳と人権擁護を重んじる人間性を培い、社会と人々の生活を敏感にとらえ、保健師の役割と機能ならびに責務を自覚し、地域で生活する人々を支援できると共に、自律して行動できる保健師を育成する。

教育の目標

1. 地域で生活する人々の尊厳と人権擁護を重んじ、その人らしい生活を支える看護を提供できる人間性を養う。
2. 保健・医療・福祉に関わる人々と協働して、地域で生活する人々を支援する看護実践能力を養う。
3. 地域の健康課題を解決・改善する能力ならびに健康危機発生時に対応する能力を養う。
4. 地域の健康水準を高める社会資源の開発ならびにシステム化・施策化を進める能力を養う。
5. 保健・医療・福祉および社会に関する最新の知識・技術に関心を持ち、保健師として主体的・継続的に学ぼうとする自律性を養う。

<保健師コース学年進級及び保健師国家試験受験資格取得に必要な単位>

1. 学年進級及び保健師国家試験受験資格取得に必要な単位

1年次末までに必要な修得単位数	43単位
2年次末までに必要な修得単位数	40単位
3年次末までに必要な修得単位数	44単位（うち保健師コース選択学生の必修科目6単位）
4年次末までに必要な修得単位数	21単位（うち保健師コース選択学生の必修科目8単位）
計	148単位（うち保健師コース選択学生の必修科目14単位）
2. 保健師コース選択学生の必修科目は卒業要件に含まれない。
3. 公衆衛生看護学実習Ⅱ資格判定基準

3年次末までに修得すべき所定の授業科目の単位をすべて修得していること。
4. 3年次編入学生の保健師コース選択に必要な単位

3年次末までに開講される必修科目の単位をすべて修得あるいは修得見込みであること。

<教育職員免許状（養護教諭二種）資格取得に必要な要件>

教育職員免許法においては、「保健師免許を受けていること」を基礎資格として、養護教諭二種免許状を受けることができることとなっています。

そのためには、以下の要件を満たす必要があります。

1. 基盤共通教育科目において次の単位を修得していること。
 - ① 日本国憲法 2単位（教養科目「文化と社会」領域）
 - ② 健康スポーツ科学，スポーツ実技又はスポーツセミナー 2単位以上（共通科目「健康・スポーツ」領域）
2. 本学科で保健師コースを選択して卒業し、保健師免許を受けていること。

○助産師コースについて

<助産師コースの教育の理念と目標>

教育の理念

助産師の役割と責務を自覚し、女性とその家族の尊厳と権利を尊重する倫理感を培い、周産期にある対象への根拠に基づく看護実践や、思春期から更年期までの女性の健康の保持・増進を推進する支援ができる助産師を育成する。

教育の目標

1. 助産師の役割と責務を自覚し、女性とその家族の尊厳と権利を尊重する倫理感を培う。
2. 周産期にある対象の状態を的確にアセスメントし、根拠に基づく看護実践能力を養う。
3. 医師と連携をとり、リスクが高い妊産婦にも対応する能力を養う。
4. 思春期から更年期までの各段階における女性の健康の保持・増進を推進するための援助能力を養う。

<助産師コース学年進級及び助産師国家試験受験資格修得に必要な単位>

1. 学年進級及び助産師国家試験受験資格取得に必要な単位

1年次末までに必要な修得単位数	43単位
2年次末までに必要な修得単位数	40単位
3年次末までに必要な修得単位数	44単位（うち助産師コース選択学生の必修科目6単位）
4年次末までに必要な修得単位数	26単位（うち助産師コース選択学生の必修科目13単位）
計	153単位（うち助産師コース選択学生の必修科目19単位）
2. 助産師コース選択学生の必修科目は卒業要件に含まれない。

<助産師コース選抜方法>

1. 定員
5名
2. 必要条件
母性看護学概論，母性看護方法，母性の健康と保健，小児看護学概論，小児の発達と健康，小児看護方法またはこれに該当する科目を修得すること。
3. 選抜方法
筆記試験と実技試験，ならびに志望理由書，面接により総合的に判断し，履修者を選抜する。

8. 修学支援体制について

1 成績評価制度について

合格した成績の評定をS, A, B, Cの4段階で行い, GPA (Grade Point Average) を全学で行っています。

(1) 成績評価区分と付加されるGP (Grade Point) について

成績評価は, 以下の表に定める区分により行われ, それぞれのGPが付加されます。

評価点	成績区分と評価基準	付加されるGP
100~90点	S: 到達目標を達成し, きわめて優秀な成績をおさめている。	4
89~80点	A: 到達目標を達成し, 優秀な成績をおさめている。	3
79~70点	B: 到達目標を達成している。	2
69~60点	C: 到達目標を最低限達成している。	1
59~0点	F: 到達目標を最低限達成していない。	0
	N: 単位認定科目であり, GPAの対象としない	なし

(2) GPAとは

GPAは, 高等学校の評定平均値のように, 学習成績を総合的に判断するための指標です。GPAの算出方法は, 各自が修得したそれぞれの単位数にGPをかけ, その合計GP (GPS) を履修登録した科目 (適用除外科目を除く) の総単位数で割って算出します。

(例) GPA算出方法

科目名	評定	単位数	GP	
○○○○○○基礎	S	2単位	4	$2 \times 4 = 8$
△△△△△実験1	F	1単位	0	$1 \times 0 = 0$
◇◇◇◇◇実験2	A	2単位	3	$2 \times 3 = 6$
	合計	5単位		14点 (GPS)

$$\text{GPA} = 14\text{点} \div 5\text{単位} = \underline{2.8}$$

(↑この単位数にはF: 不合格科目の単位数も含まれます。)

(3) GPAの適用除外科目について

GPAは, すべての授業科目を対象とします。

ただし, 単位の取得のみで評価を付さない次の科目については除外されます。

- ① 合格か不合格だけを判定する授業科目
- ② 編入学または転入学した際の単位認定科目
- ③ 本学入学前に修得した単位認定科目
- ④ 他大学との単位互換等で修得した科目

(4) 履修取り消し

一度履修登録した科目の取り消し手続きを行う期間を設定します。定められた期間内に履修科目取り消しの手続きをせずに履修を放棄した場合は, その科目の成績評価は不合格 (F) となります。

ただし, 履修科目登録の取り消し期間以後, 病気や事故等, やむを得ない事情が発生し, 学生が履修科目の登録取り消しを希望する場合は, 「履修取り消し願」により申し出てください。

(5) 再履修した科目の学習成績

不合格となった科目を再履修した場合は, 不合格となった学習成績と新たな学習成績の両方が成績として記録されます。

(例) 再履修した科目の記録

科目名	評定	
○○○○○○基礎	F	(2年前期不合格)
○○○○○○基礎	S	(3年前期に合格)
△△△△△実験1	B	

(6) GPA最低基準値及び修得単位数最低基準値の設定

本学部では、GPAの最低基準値と、学期（または学年）ごとの修得単位数の最低基準値を、次のように設定しています。

GPAの最低基準値 1.0

学期ごとの修得単位数の最低基準値

学 科	学 期	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
医 学 科	前 期	4	14	3	26	*	* 61
	後 期	11	18	34	*	*	4
看護学科	前 期	4	22	21	4		
	後 期	7	16	17	9		

本学部では、これらの基準値を下回った学生に対して、修学指導を行います。（*は臨床実習期間を示す。）

(7) 成績評価に対する異議申し立てについて

成績評価に関して、疑義が生じた場合の問い合わせは、原則、該当する授業科目の成績が発表された日を含む3日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、「成績評価照会票」（様式は山形大学ホームページの「学生生活」タブ内の「授業について」の該当リンクからダウンロードできます。）に必要な事項を記入の上、担当窓口（基盤共通教育については小白川キャンパス事務部運営支援課基盤教育担当，学部については医学科は学務課医学科担当，看護学科は学務課看護学科担当）へ提出してください。

なお、詳細については、窓口にご相談ください。

(8) 学位審査に係る相談・通報窓口について

山形大学では、本学が授与する学位の審査における透明性及び客観性を確保するため「学位審査に係る相談・通報窓口」を設置しています。学位の審査や取得に関して疑義が生じた場合は、エンロールメント・マネジメント部教務課にご相談等してください。（電話：023-628-4841，メールアドレス：yu-kyoiku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp）

なお、相談等された方が、そのことを理由に不利益な取扱いを受けることはありませんので、ご安心ください。

2 サポートファイルについて

学生のみなさんに対して責任を持ってサポートするため、個人個人の学習履歴、GPA、各種の相談履歴等を「サポートファイル」として記録します。次項のアドバイザーは、このサポートファイルにより、学生個人の状況を把握し、適切な助言を行います。

このサポートファイルは、アドバイザーによる助言等のためのものですので、内容が外に漏れたり、他の目的のために利用されることは一切ありません。

3 アドバイザー制について

本学では、きめ細かな修学指導を行うため、学生1人1人に対して責任を持って指導するアドバイザーが決められています。各アドバイザーについては、学年（学期）の当初に行われる面談の際に紹介されます。

アドバイザーは、学生の皆さんが、有意義な大学生活を行うための様々な指導を行うとともに、良き相談相手でもあります。修学面、生活面に問わず、心配な事がある時は、まず、各自のアドバイザーを訪ねてみましょう。もし、アドバイザーで解決できない問題がある場合には、そのアドバイザーが責任を持って、適切な相談窓口への橋渡しを行います。

また、学年の進行に伴い、担当アドバイザーが交替する場合があります。その場合には、各自のサポートファイルとともに新しいアドバイザーに引き継がれ、卒業まで一貫して責任を持った指導体制が取られています。

4 学習サポートルームについて

小白川キャンパスでは、学生センターに「学習サポートルーム」が設置されています。ここでは、学習サポート員（職員、学生AA）が待機し、日常の大学での勉強の方法や生活相談等についての相談に応じます。4月と10月については開設日を設定し、午後4時から午後5時30分まで開設します。開設日は、基盤共通教育掲示板や学生サポートルーム入口に掲示及びホームページ等によりお知らせしています。

また、医学部、工学部及び農学部では、1年次にアドバイザーが同じキャンパスにいませんので、学習サポート員が相談に応じます。各種の相談事項が生じた場合には、この学習サポートルームを訪ねてください。各キャンパスのアドバイザーへの連絡が必要な場合には、ここから、担当アドバイザーに連絡することもできます。

9. 医学部学生心得

○平日の8：30～17：00	学務課学生支援担当	023-628-5176
○夜間・土日祝日等	学務課携帯電話（時間外専用）	090-7930-6478

◎ 飯田キャンパスで修学する医学部学生の心得

1. 学生への連絡方法

休講・補講、試験、奨学金、呼び出し等の学生への連絡事項は、全て掲示及び大学で付与しているメールアドレスへの連絡で行います（電子掲示板、キャンパススクエアを含む）。毎日掲示を見て、その日の連絡事項の有無を必ず確認してください。掲示を確認しなかった、メールを見落としていた、といった理由で、不利益な結果を招くことがありますので十分注意してください。

2. 学生証

学生証は、学生としての身分を証明する重要なもので、図書館等の利用証を兼ねています。必ず常時携帯してください。特に学生旅客運賃割引証（学割証）を使用して旅行する場合、駅員から提示を求められたとき、いつでも提示しなければなりません。破損・紛失、有効期限が切れる場合は、山形大学生協ホームページから、再発行の手続きをしてください。

3. ネームプレート

実習中に本学部の学生であることを明示するためのものとして、医学部所定のネームプレートを2年次進級後のオリエンテーション時にお渡しします。実習中はネームプレートを左胸部の見やすいところに必ず着用してください。破損・紛失した場合は、学務課学生支援担当へ相談してください。経費は自己負担となります。

4. 出入口用専用カードについて

各校舎へ出入りするため、ICカード（セコムカード）を配付しています。取扱いには十分注意すること。また、破損・紛失または過失により使用できなくなった場合は、担当まで速やかに申し出てください。卒業の際、必要なくなった場合は必ず返却してください。

5. ロッカー

更衣等のため個人別ロッカーを貸与しています。医学科の場合、ロッカーの貸与は2回となっています。第1回は2年次から4年次臨床実習前までとし、第2回は4年次臨床実習開始後から6年次実習終了時までとします。盗難防止の観点から貴重品の管理には十分気をつけてください。

6. 講義室の使用について

講義室は、医学部が管理する施設です。授業以外にも教職員の講演会、研修会、許可された場合は外部の団体等が使用する共有のスペースです。

私物を講義室内に置いたままにすることはできません。教科書やノートなど個人の物が机に置きっぱなしになっていることがあります。万が一紛失した場合でも、大学は一切の責任を負いませんので、ご注意願います。

また、管理上の必要性から、私物を撤去する場合があります。この場合も、大学は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

7. 構内交通規制

自動車による通学は禁止されています。学生はこの点に十分留意して各自の生活設計を立ててください。だからといって、キャンパス周辺の道路やお店に駐車するのは、近隣住民に多大な迷惑をかけることになるので絶対にしてはいけません。また、自転車駐輪場を利用する際は、整理整頓に努め、正しく停めてください。自転車の長期間放置はしないでください。

8. 交通事故

本学学生による交通事故が多発しており、その中には死亡・重傷に至る悲惨な人身事故も含まれています。ひとたび事故が起こると、学業への支障が生じるばかりでなく、精神的・経済的にも多大な負担が生じます。交通事故を起こさないよう車やバイクの運転には細心の注意を払い、慎重な運転を心がけるようにしてください。

万一、交通事故を起こした場合は、学生支援担当へ必ず直ちに連絡してください。

9. 事件・事故

交通事故に限らずその他の事件・事故があった場合も、前ページの連絡先へ必ず連絡してください。なお、授業中・実習中の事故の場合は、指導教員にすみやかに報告し必要な指示を得ることが大切です。報告が遅れたり処置が間違った場合には、取り返しがつかなくなることも考えられますので、事故を起こしてしまった場合には、包み隠さずに報告し必要な指示を仰ぐことが大切です。

10. 医師・看護師・保健師・助産師免許交付の相対的欠格事由

医師法第4条及び保健師助産師看護師法第9条で、「罰金以上の刑に処せられた者」、「麻薬、大麻又はあへんの中毒者」等には免許を与えないことがある、と規定されています。これは免許交付の相対的欠格事由といわれ、免許交付の可否が厚生労働省で判断されることとなります。

「罰金以上の刑」に該当するものとして、身近なものでは、交通事故・違反で赤キップを切られ、簡易裁判所に出席したものがあげられます。例えば、30km以上のスピード違反、酒気帯び運転、人身事故を起こした場合、駐車違反で車庫法の適用を受けた場合などがこれにあたります。

たとえ本学部を卒業して国家試験に合格しても、自動的に医師・看護師・保健師になれるわけではありません。このようなことにならないよう、車やバイクの運転には常に細心の注意を払い、慎重な運転を心がけるようにしてください。

11. 転学部

転学部を希望する方は、1月末までに転学部願の提出が必要です。詳細は、医学科担当又は看護学科担当で確認してください。

12. 学生相談体制

(1) アドバイザー

学生個人々人に対するきめ細かな修学指導を行うため、「アドバイザー」を各学科・学年ごとに設けています。「アドバイザー」は、学生の皆さんが有意義な大学生活を行うための様々な指導を行うとともに良き相談相手でもあります。学修面・生活面に関わらず、心配な事がある時はまず「アドバイザー」を訪ねてみましょう。自分の「アドバイザー」が誰なのかわからない方は学務課医学科担当又は看護学科担当へおたずねください。

(2) 学生相談室

人間関係・恋愛・性格やその他悩みごとを気軽に相談できる窓口として、「学生相談室」を設けています。相談は保健管理センターのカウンセラー（臨床心理士）があたります。ご利用の方法等は掲示によりご案内しますので、気軽にご利用ください。

(3) こころの相談室

医学部学生のメンタルヘルスの向上を目的に「こころの相談室」を設け、本院精神科の医師が学生の相談にあっています。願い出があれば随時受付しますので、ご利用希望の方は学務課学生支援担当へおたずねください。

13. 健康管理

(1) 定期健康診断は年1回4月に実施します。検査項目は胸部X線間接撮影、尿検査、視力検査及び身体計測です。各自の健康管理のためにも毎年必ず受検してください。健康診断の詳細は掲示でお知らせします。

(2) 管理棟2階に保健管理室があり、看護師が常駐しています。ケガやその他の急病の応急処置や、急に具合が悪くなった時に休養することもできます。また、日常的な健康上の問題について看護師が相談に応じています。いずれの場合も、必要に応じて医療機関の情報提供を行います。

14. 特別健康診断

2年次以上の学生を対象に特別健康診断を年間行事で実施します。検査項目はB型肝炎抗体検査、B型肝炎ワクチン接種、放射線取扱者の皮膚・眼・血液検査、看護学科学生の便検査等があります。

未受検者は、臨床実習・看護実習に参加できないこともありえますので、十分注意してください。

なお、学務課から受検者へ発行する検査結果は、実習先の病院から提出を求められた際に必要となりますので、絶対に紛失しないでください。

15. 給付金・保険金の請求

入学時にお支払いいただいた諸会費の中には、みなさんが学生生活を安心して送ることができるように各種保険の保険料が含まれています。次のような場合には、給付金・保険金が支給される場合があります。申請等については学務課学生支援担当へご相談ください。

(1) 事故にあってケガをしたとき

正課を受けている間、大学行事に参加している間、課外活動を行っている間または通学中・施設間移動中における不慮の災害事故を補償する「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。

(2) 他人にケガをさせてしまったとき

教育研究活動中に他人にケガを負わせたり、他人の物を壊すなどしたことにより発生した損害賠償責任を補償する「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。

(3) 実習中に針刺し事故等にあい感染症のおそれがあるとき

臨床実習や看護学実習中の感染事故を補償対象とする「学研災付帯学生生活総合保険」(医学科)、「日本看護学校協議会共済制度 (Will)」(看護学科)に全員加入しています。

もし、事故等にあった場合には、その場で担当教員へ申し出て必要な処置を行った上、必ず学務課学生支援担当へ届け出てください。

16. 証明書の発行が必要なとき

証明書には、証明書自動発行機から発行できるものと、窓口で依頼して発行するものがあります。窓口で依頼する場合は、発行まで、和文証明書は受付日から約1週間、英文証明書は約2週間かかりますので、時間に余裕をもってお申し込みください。

なお、証明書自動発行機は管理棟(学務課の事務室がある建物)の1階入口に設置しています。(令和6年4月現在)

◎証明書自動発行機から発行できるもの(利用時間:平日8:30~17:00)

- 在学証明書(学年の記載なし)
- 成績証明書(GPAの記載なし)
- 卒業見込証明書(最終学年)
- 学生旅客運賃割引証(学割証)
- 健康診断証明書

◎窓口で依頼して発行するもの(窓口:学務課証明書担当, 対応時間:平日8:30~17:00)

- 在学証明書(学年入りなど指定のもの)
- 英文証明書
- その他特殊な証明書

※卒業後に各種証明書類の発行依頼がある場合は、発行手数料が必要となります。詳細は、山形大学医学部ホームページ(<https://www2.id.yamagata-u.ac.jp/syomeisyo/>)をご覧ください。

17. 実習依頼状・推薦書・調査書等が必要なとき

個人で病院実習に申し込み、実習先から依頼状の提出を求められた場合や、就職(マッチング)先の病院や施設から推薦書・調査書等の提出を求められた場合は、学務課学生支援担当へ願い出てください。原則的に願い出から1週間後(推薦書, 調査書等は2週間後)の発行となりますので、時間的余裕をもってお申し込みください。

18. 住所・電話番号・メールアドレス・父母等・氏名に変更があったとき

学生本人や父母等の住所・電話番号・メールアドレスに変更があったとき、父母等に変更があった場合は、その都度キャンパススクエア(Web版)から情報を修正してください。氏名に変更があった場合は、学務課証明書担当へ届け出てください。大学からの重要な通知が届かなかつたり、必要な証明書類が必要な時に受け取れないなど、学生本人の不利益となりますので、十分注意してください。

19. 落とし物・忘れ物を拾ったとき、あるいは落とし物・忘れ物をしたとき

キャンパス内で落とし物・忘れ物を拾ったとき、あるいは落とし物・忘れ物をしたときは、学務課学生支援担当へ届け出てください。

20. 学生サークルを結成または継続するとき

学生を構成員とするサークルを結成し公認を得ようとするときは、その団体が1年以上の活動実績と5人以上の構成員が必要ですが、事前に学務課学生支援担当へ相談してください。なお、会則その他届出事項に変更があった場合も、その都度手続きが必要です。

また、許可された後、サークルを継続する場合は、毎年4月30日までにサークル継続届を提出しなければなりません。継続届のないものは、解散したものとみなされます。

いずれの場合も、学務課学生支援担当へ願い出てください。

21. 学外でサークル活動をするとき

学外でサークル活動を行うとき（体育大会、練習試合、合宿等）は、緊急に連絡する必要があるケースや課外活動中の事故等で保険金を申請する場合もあるので、事前に顧問教員に連絡し了解をもらった上で、外部のイベント参加届、イベント主催届及び学外活動届を学務課学生支援担当へ提出してください。届出がない場合、緊急時に連絡がとれなかったり、課外活動中の事故等の保険金を申請する時大学側の活動証明ができなくなりますので、注意してください。

22. サークル活動で大学の施設や物品を借用したいとき

大学の施設や物品を借用する場合、許可が必要ですので、学務課学生支援担当へご相談ください。

23. 集会を開きたいとき

構内を利用して集会する場合は、集会の前日までに、所定の用紙に記入して学務課学生支援担当へ願い出てください。なお集会は、教育・研究及び診療の妨げとなるような場所で行うこと並びに午後7時以降にわたることを禁止しています。また、拡声放送、集団示威行進等の不当行為は厳に禁止です。

24. ポスター等を掲示したいとき

学生が学内にポスター等を掲示しようとするときは、学務課学生支援担当へ届け出て、掲示場所及び掲示期間の指示に従うことになっています。不許可での掲示は即刻撤去されます。

25. 授業料の引き落とし口座または支払い方法を変更したいとき

入学時に登録した授業料引き落とし口座を変更したい場合、あるいは授業料の支払い方法（年1回・年2回・10回分割等）を変更したい場合は、山形大学HP、授業料・入学料のページから変更登録してください。

26. 学生旅客運賃割引証（学割証）が必要なとき

学割証は、学生がJR片道の営業キロが100kmを超える区間を利用する場合に、普通運賃が2割引となる制度です。学割証が必要なときは、証明書自動発行機を操作して受け取ってください。年間発行枚数は、一人10枚を奨励していますが制限はありません。

なお、不正に利用した場合は、運賃の割り増しや本学に対する学割証発行停止等の制裁処分を受けることにもなりますので留意してください。

27. 団体旅客運賃割引を受けたいとき

団体（グループ）で旅行するため、旅客運賃の割引を受けようとするときは、JR又は旅行取扱会社の申込書を持参のうえ、学務課学生支援担当へ申し出て証明を受け、旅行取扱会社に申し込んでください。

28. 通学定期乗車券を購入したいとき

通学定期乗車券を購入する際は、通学証明書及び学生証を持参の上、各交通会社の窓口で手続きを行ってください。（手続き方法等は窓口・HP等で確認してください。）

29. 海外渡航をしたいとき

海外へ旅行・留学等をしようとする場合には、海外渡航時の非常時の安否確認のために必要ですので、あらかじめ海外渡航・留学届に必要な事項を記入の上、学務課学生支援担当へ提出してください。

30. アルバイトを探したいとき

アルバイトを必要とする学生のために、山形大学生協のホームページにアルバイトの求人票を掲載し紹介します。学生は、山形大学生協のホームページのアルバイト情報を閲覧し、直接依頼主に連絡をとりアルバイトを行うこととなります。アルバイトを行う場合でも、勉学に支障のない範囲で行うよう留意してください。

31. 学生寮に入りたいとき

本学には、山形市内に清明寮（男子213人・女子87人）、北辰寮（男子80人）、紫苑寮（女子80人）という3つの学生寮があり、それぞれ大学の規則によって管理・運営されています。欠員が生じた場合、その都度入寮募集が行われますので、入寮希望者は所定の入寮願書に大学が指定する書類を添えて、学務課学生支援担当へ願い出てください。

32. その他学生生活上の注意事項

(1) 病院内における態度・身だしなみ

実習では患者さんやご家族に接します。不快感を与える言動があってはなりません。

身だしなみでも、清潔感のある頭髪・服装が必要です。実習中は、ピアス・頭髪染色（いわゆる茶髪など）は禁止です。

実習中に限らず、キャンパス内では、医学部学生として自覚ある行動を心がけるようにしましょう。

(2) 飲酒

新入生歓迎の行事やコンパ等で飲酒の機会が多くなる時期に、急性アルコール中毒による事故が発生しています。これは他人に迷惑をかけるだけでなく、時には生命を失うこともあります。このような事態を引き起こすことのないよう十分に注意してください。

◆お酒は20歳になってから

◆「イッキ飲み」は決してしない・させない

◆体調の悪いときや服薬中は飲まない

◆飲酒運転は絶対にしない

(3) 周辺住民への迷惑

下記のような行為は、周辺住民のみなさんに多大な迷惑をかけます。厳に慎んでください。

◆大学周辺での路上駐車、学外の駐車場への無断駐車、バイク・自転車等の放置

◆深夜の花火による騒音

◆深夜のアパートでの騒音

◆ゴミを分別しない。収集日以外の日に出す。

(4) 悪徳商法に注意

◆アポイント商法

電話やハガキで喫茶店や営業所に呼び出し、英会話教材等を買わせる商法

キーワード「あなたが選ばれました」

◆資格商法

「講習だけで資格がとれる」と勧誘し、あいまいな返事していると、会員証や教材を送りつけてきて、高額な代金を請求してくる商法

キーワード「就職に有利です」

◆催眠商法

会場を興奮状態におとし入れ、巧みな話術で高額な商品売りつける商法

キーワード「先着××名様にプレゼント」

◆マルチ商法

会員を勧誘すると高いリベートが得られると称して、高価な品物を買わせる商法

キーワード「サイドビジネス」

(5) カルト教団に注意

飯田キャンパスでは被害が確認されていませんが、本学の他のキャンパスにおいて、あたかも大学の関係者であるかのような素振りで学生に強引な入会の勧誘を行う等、学生が被害にあうケースが発生しています。

このようなケースに直面した場合、以下のとおり対応しましょう。

◆安易に住所や電話番号を教えない

◆入会の意志がない旨を伝え、はっきりと断る

10. 医学部図書館の利用について

医学部図書館は改修中のため、現在仮設図書館（医学部会館1階）でサービスを行っています。（令和6年12月頃、新図書館がオープン予定）最新の情報は、医学部図書館ホームページをご確認ください。

下記は、参考として改修前の図書館の利用について紹介したものです。

山形大学医学部図書館は、本県唯一の医学部の図書館として、医学および看護学関係資料の充実に努めていますので、以下により大いにご活用ください。

I. 連絡先等

- ・郵便番号：990-9585
- ・住所：山形市飯田西2丁目2番2号
- ・電話番号：（直通）023-628-5054
（内線）5054：業務全般，山形医学関係事務など
5191：受入整理関係，電子ジャーナル，文献検索，文献複写関係事務
ホームページに関する問い合わせなど
5192：閲覧貸出関係，所蔵についての問い合わせ
- ・FAX：（直通）023-628-5059
（内線）5059
- ・E-mail：yu-itosyo@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
- ・ホームページ：https://www.lib.yamagata-u.ac.jp/ymtop/

II. 開館時間

- ・有人開館
 - 月曜日～金曜日 通常期 8：45～21：00
学生休業期 8：45～17：00
 - 土曜日・日曜日・国民の祝日
通常期 10：00～17：00
学生休業期 閉館
- ・無人開館（事前に利用申請が必要です。）
 - 月曜日～金曜日 通常期 8：15～8：45、21：00～24：00
学生休業期 8：15～8：45、17：00～24：00
 - 土曜日・日曜日・国民の祝日
通常期 8：15～10：00、17：00～24：00
学生休業期 8：15～24：00

III. 休館日

- ・学生休業期の土曜日・日曜日・国民の祝日（振替休日を含む），年末年始（12月29日～1月3日）
- ・その他臨時の休館および開館時間の変更等については，掲示，ホームページ等でその都度お知らせします。

IV. 入館

- ・「学生証」を持参してください。
- ・無断持出し防止システム（BDS）の導入により平成22年10月4日から館内へのカバン等の持込みが可能になりました。

V. 所蔵資料

- ・医学および看護学（その関連分野を含む）の図書，雑誌，ビデオ，DVD，CD-ROM，電子ブック等

VI. 館内閲覧

- ・全面開架方式を採用していますので，閲覧室内の図書資料は自由に閲覧可能です。
- ・学術雑誌は当館のほか，一部研究室に配架されています。
- ・現在多くの学術雑誌が，電子ジャーナルとしてインターネットで公開されており，図書館のホームページから利用できます。（学内LAN接続のコンピュータであればキャンパス内のどこからでも利用可能です）

VII. 館外貸出

- ・図書

冊数：3冊以内（ほかに参考図書の複写持出をする場合は、複写を必要とする冊数）
 期間：2週間以内（予約がない場合は、返却期限日前に限り1回限り延長ができます）

・雑誌

冊数：複写を必要とする冊数
 期間：複写持出（延長はできません）
 ＊複写に要する時間程度。1階正面玄関奥のコイン式複写機を利用してください。
 一夜貸出（延長はできません）
 ＊新着雑誌を除き、15時00分から翌日の10時30分まで。

・その他

延滞図書があるときは、貸出を停止します。また、汚損紛失の場合は、同一物で補填していただきます。
 図書館が閉まっているときは、1階正面玄関前又は2階渡り廊下図書館入口前のブックポストにお返しください。

VIII. 図書の分類

・医学書

米国国立医学図書館分類表（National Library of Medicine Classification = NLMC：表1）を使用しています。

・一般書（医学書以外）

米国議会図書館分類表（Library of Congress Classification = LCC：表2）を使用しています。

IX. 資料の配架（図1参照）

・図書 分類順に並んでいます。

学 生 用 図 書：1階南側書架
 参 考 図 書：1階北側書架
 和 書：1階中央書架
 洋 書：1階北側書架
 新 着 図 書：2階カウンター脇（約1か月間展示）

・雑誌

和雑誌 雑誌名の五十音順に並んでいます。
 （新 着）：2 階（ブラウジング内展示架：到着後1週間展示）
 （1983～最新版）：中2階
 （1975～1982）：1 階（手動式集密書架）
 洋雑誌 雑誌名のアルファベット順に並んでいます。
 （新 着）：2 階（ブラウジング内展示架：到着後1週間展示）
 （2015～当年版）：2 階（ブラウジング内雑誌架）
 （1985～2014）：2 階
 （1975～1984）：1 階（電動式集密書架）逐次刊行物を含む
 （逐次刊行物1985～最新版）：1 階（手動式集密書架）
 ＊電子ジャーナルで閲覧可能な雑誌は一部別置しています。（詳細は係員まで）

・ビデオ・DVD・CD-ROM等

2階カウンター前・ブラウジング内の奥

X. 資料の所蔵検索

図書館のホームページから検索できます。

・[OPAC] 山形大学図書館蔵書検索

山形大学附属図書館が所蔵する図書・雑誌の所蔵情報が、インターネットで検索できます。

・[CiNii Books] 大学図書館の本をさがす

全国の大学図書館などが所蔵する図書・雑誌の所蔵情報が、インターネットで検索できます。

XI. 文献検索（図書館のホームページから検索できます）

・[InCites JCR (Journal Citation Reports)]：(学内専用) (学認可)

前年及び前々年並びに5年分の学術雑誌論文の引用分析を収録してあります。学術雑誌のImpact Factorを検索することができます。

・[医中誌Web]：(医学部限定) (学認可)

医学中央雑誌刊行会が作成する医学雑誌論文の書誌・抄録データベースを、インターネットで検索できます。

・[PubMed]

医学関係の論文を集めた索引誌Index Medicusを電子化したもので、インターネットから利用できます。1946年以降の論文を検索でき、電子論文へのリンク機能を備えています。

・[メディカルオンライン]：(学内専用) (学認可)

国内医学関連ジャーナルの電子(文献PDF)配信サービスとして、文献検索からアブストラクト閲覧、文献PDF(一部FAX送信)を提供しています。医薬品・医療機器・医療関連サービスの情報を幅広く提供する医学・医療の総合サイトです。

・[電子ジャーナルリスト『Publication Finder』]：(学内専用) (学認可)

本学で契約している電子ジャーナル・電子ブック、その他無料の電子ジャーナルがまとめて検索できます。

・[Cochrane Library] コクランライブラリー：(学内専用) (学認可)

医療従事者のための「科学的根拠に基づく医療」のデータベースです。

・[Web of Science] 外国論文検索用データベース：(学内専用) (学認可)

Clarivate Analytics社が提供する学術論文の引用文献データベースで、学術論文の引用文献・被引用文献を効率よく検索できます。電子論文へのリンクもあります。

・[CiNii Research] 日本の論文をさがす

日本語文献を検索することができます。

図書館のホームページからはそのほかにも各種のデータベース検索にアクセスできます。

※(学認可)…学術認証フェデレーションの認証システムにより、学外からも利用できます。

ログインのアカウントは、情報系センター発行の教育・研究用アカウントのユーザー名・パスワードです。

XII. 相互利用サービス

1) 文献複写サービス 当館に所蔵していない場合

- ・「文献複写申込書」(次ページ参照・図書館ホームページからダウンロードできます)に必要な事項を記入し提出してください。1枚当たり35円~100円程度の複写料金と送料が必要で、到着までに1~2週間を要します(速達対応可)。なお、複写物到着時に希望の連絡先へ連絡します。図書館のホームページからマイライブラリにより到着したことを確認することもできます。平日17時までには館内の券売機で料金分の券を購入の上カウンターに提出し、複写物を受領してください。料金は釣り銭のないようにお願いします。
- ・当館に所蔵している場合は複写持出により正面玄関奥のコイン式複写機を利用してください。ただし、著作権法の規定により資料の一部分(半分以下)を1人1部複写する場合に限りです。

2) 他大学図書館の利用

- ・国立大学法人の場合は、原則として学生証を提示することで利用できますが、公立・私立大学の場合は紹介状が必要な場合があります。利用を希望する場合はカウンターでご相談ください。なお、座席のみの利用はできませんので、注意してください。

3) 学内図書館デリバリーサービス

- ・小白川図書館・工学部図書館・農学部図書館から図書を取り寄せて借りることができます。「図書貸借申込書」(図書館ホームページからダウンロードできます)に必要な事項を記入し提出してください。費用はかかりません。自分で借りてきた図書を医学部図書館に返却することもできます。

XIII. 学生希望図書

購入希望図書(医学関連図書に限る)がある場合には、所定の用紙に必要な事項を記入し、2階カウンター付近に設置してある受付箱に投函してください。購入の可否については、直接ご連絡します。

XIV. その他

- ・静粛を保ち、他の利用者に迷惑を及ぼす行為を慎んでください。
- ・館内での喫煙、飲食、携帯電話の使用および撮影は原則禁止します。限られたエリアでは、密閉できる容器に入った水(お湯)、お茶(糖分の入っていないもの)の持込は可能です。
- ・自転車は決められた場所へ駐輪してください。図書館前への駐輪は禁止します。
- ・図書や雑誌は、書き込みや破損のないように大切に扱い、切り取りや無断持出は絶対にしないでください。
- ・不明な点は遠慮なく係までおたずねください。

文献複写申込書(学内者用)

山形大学医学部図書館長 殿

*この申込による著作権に関する一切の責任は申込者が負います。

*この申込による文献複写依頼館の選定は図書館に一任します。

		依頼番号			
		申込 (Date)		年 月 日	
所蔵確認	<input type="checkbox"/> 該当巻号なし <input type="checkbox"/> その他() *必ず、申込前に山形大学図書館OPAC、電子ジャーナルリスト検索をお願いします*			依頼範囲	<input type="checkbox"/> 国内図書館まで <input type="checkbox"/> 国内 振込、切手支払いも可 <input type="checkbox"/> 海外図書館まで(1論文1300円~)
著者名 (Author)					
論文名 (Title)					
雑誌名 (Journal)					
巻号	卷 Vol.		号 No.		頁 Page
ISSN (雑誌)				~	年 Year
NII雑誌ID (NCID)				I S B N (図 書)	
	* CiNii-Booksを検索してください			PubMed ID 医中誌ID	
氏名 (Name)			住 所 (Address)	〒 _____ *教職員以外住所は必須	
所属 (Department)			E-mail Address	_____ @ _____	
学生番号・利用者番号 (Student ID・User ID)	*学生の方は、学生番号は必須		電 話 (Phone Number)	*教職員以外内線番号は不可	
身分 (Post)	<input type="checkbox"/> 学部学生(年) <input type="checkbox"/> 研究生(年) <input type="checkbox"/> 大学院生(年) <input type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 医員 <input type="checkbox"/> 技術専門職員 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> その他()			<input type="checkbox"/> カラー複写希望 <input type="checkbox"/> モノクロ複写希望 <input type="checkbox"/> 速達 (通常1週間を要する所、3日程度で到着) *配達状況により前後いたします。 <input type="checkbox"/> 本文以外にSupplementary data等がある場合希望	
支払区分	<input type="checkbox"/> 私費	<input type="checkbox"/> 公費	※公費は大学運営資金での振替です。それ以外の予算では原則出来かねます。 *公費は教員に限ります。 *学生が公費により申し込む場合は指導教員の許可を得てください。→ _____ 印		
文献到着後	原則として、教職員・病院職員は総務の講座欄に通知、学部学生・大学院生には希望する連絡先に連絡します。 <input type="checkbox"/> 総務欄への通知を希望しない(該当の場合、以下希望する連絡方法(※)に必ずチェックをお願いします) <input type="checkbox"/> 申込した文献が全て到着後、まとめて受け取り希望 ※希望する連絡方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> Eメール(正確なアドレスをご記入ください) <input type="checkbox"/> その他() *迷惑メール設定をしている方は「@jm.kj.yamagata-u.ac.jp」をドメイン指定受信に追加してください。				

* 太枠内をできるだけ詳しく読みやすい字体で記入してください。

* 文献は速やかに受領願います(到着通知後30日を過ぎた場合は、私費払いの複写料金は本学の指定口座への振込、または会計窓口での支払となります。)

* 文献の複写料金は各大学が独自に制定していますので、一律ではありません。

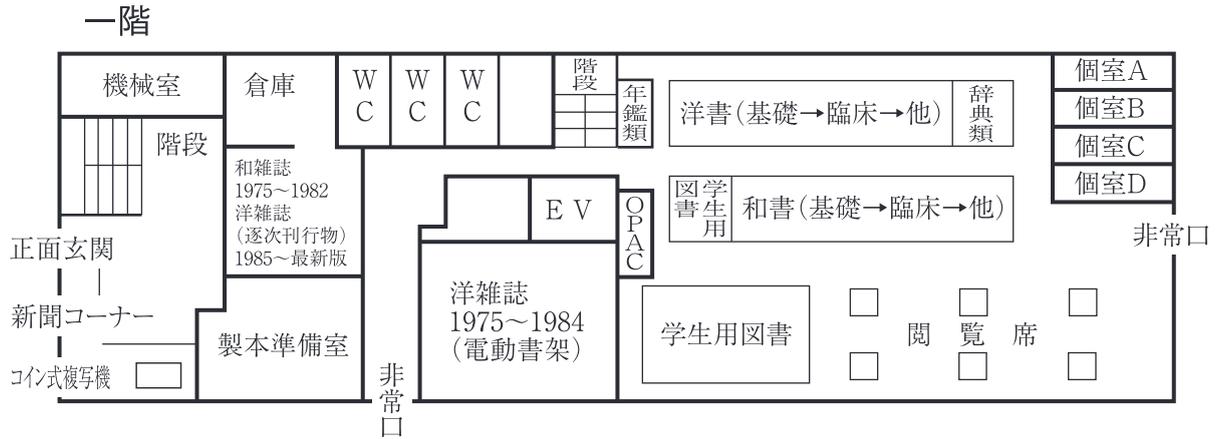
* 個人情報の利用: 提出いただいた書類の個人情報は、文献複写の申込に関する手続きのみに使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。ただし、複写物到着通知後30日を過ぎても未受領の場合は、私費扱いの複写料金の督促状を山形大学からお送りする場合がございます。

*** 以下図書館使用欄**

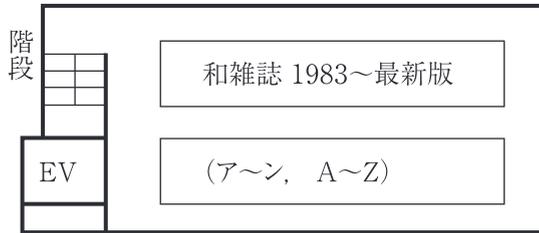
依頼先	単価	枚数	小計	基本料	送料	合計	<input type="checkbox"/> 私費	<input type="checkbox"/> 公費
<input type="checkbox"/> 小白川図書館 <input type="checkbox"/> 工学部図書館 <input type="checkbox"/> 農学部図書館 <input type="checkbox"/> 医学部図書館	□20円 □30円(古文書) □50円(カラー)	枚 枚 枚	円 円 円	-----		円	<input type="checkbox"/> 刊行物売払代 (文献複写)	<input type="checkbox"/> 振替 (文献複写)
<input type="checkbox"/> BL <input type="checkbox"/> NDL <input type="checkbox"/> NML	円	枚	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 本人払い	<input type="checkbox"/> 振替 (文献複写)
<input type="checkbox"/> 非相殺館:	円	枚	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 本人払い	-----
依頼前検索	<input type="checkbox"/> 所蔵無し <input type="checkbox"/> 電子ジャーナル無し <input type="checkbox"/> 最新号(Epub含む)			引渡年月日	領収証番号 No.		担当	

館内案内

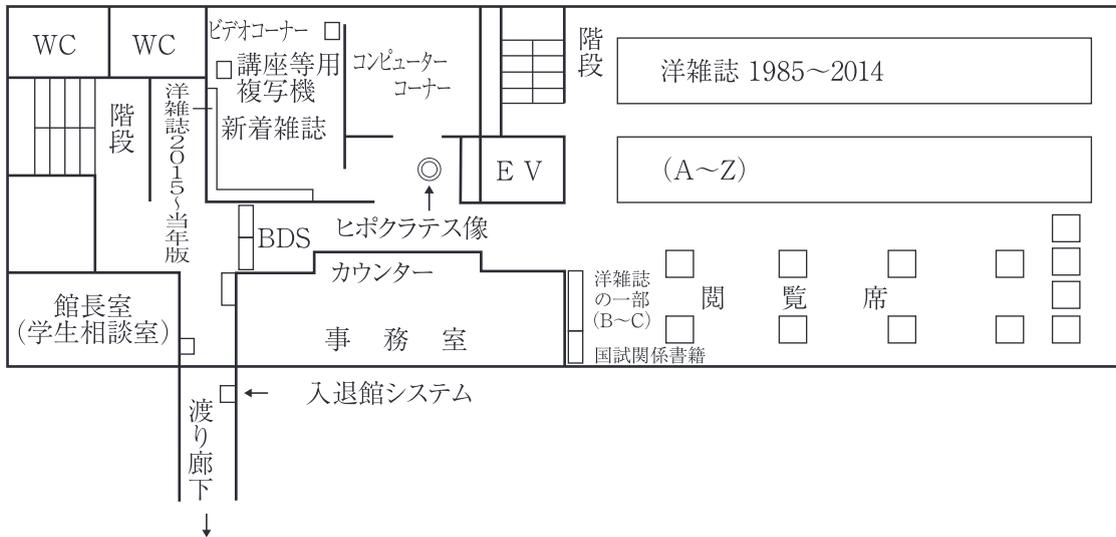
図1



中二階



二階



至 保健管理室(P76参照のこと)

米国国立医学図書館分類表要綱：NLMC

表 1

PRECLINICAL SCIENCES

QS	Human Anatomy
QT	Physiology
QU	Biochemistry
QV	Pharmacology
QW	Microbiology and Immunology
QX	Parasitology
QY	Clinical Pathology
QZ	Pathology

基礎医学

QS	人体解剖学
QT	生理学
QU	生化学
QV	薬理学
QW	微生物と免疫学
QX	寄生虫学
QY	臨床病理学
QZ	病理学

MEDICINE AND RELATED SUBJECTS

W	Health Professions
WA	Public Health
WB	Practice of Medicine
WC	Communicable Diseases
WD 100	Nutrition Disorders
WD 200	Metabolic Diseases
WD 300	Immunologic and Collagen Diseases. Hypersensitivity
WD 400	Animal Poisons
WD 500	Plant Poisons
WD 600	Diseases and Injuries Caused by Physical Agents
WD 700	Aviation and Space Medicine
WE	Musculoskeletal System
WF	Respiratory System
WG	Cardiovascular System
WH	Hemic and Lymphatic Systems
WI	Digestive System
WJ	Urogenital System
WK	Endocrine System
WL	Nervous System
WM	Psychiatry
WN	Radiology. Diagnostic Imaging
WO	Surgery
WP	Gynecology
WQ	Obstetrics
WR	Dermatology
WS	Pediatrics
WT	Geriatrics. Chronic Disease
WU	Dentistry. Oral Surgery
WV	Otolaryngology
WW	Ophthalmology
WX	Hospitals and other Health Facilities
WY	Nursing
WZ	History of Medicine 19th Century Schedule

医学および関連主題

W	医業
WA	公衆衛生
WB	臨床医学
WC	伝染病
WD 100	栄養障害
WD 200	代謝性疾患
WD 300	免疫疾患と膠原病, 過敏症
WD 400	動物毒
WD 500	植物毒
WD 600	物理的外因による疾患と損傷
WD 700	航空医学と宇宙医学
WE	筋骨格系
WF	呼吸器系
WG	心臓血管系
WH	血液系とリンパ系
WI	消化器系
WJ	泌尿生殖器系
WK	内分泌系
WL	神経系
WM	精神医学
WN	放射線医学, 画像診断
WO	外科学
WP	婦人科学
WQ	産科学
WR	皮膚科学
WS	小児科学
WT	老年医学, 慢性疾患
WU	歯科学, 口腔外科学
WV	耳鼻咽喉科学
WW	眼科学
WX	病院その他の保健医療施設
WY	看護学
WZ	医学史 19世紀分類表

米国議会図書館分類表：LCC

表2

A	General Works, Polygraphy	A	総記
B	Philosophy, Religion	B	哲学, 宗教
C	History Auxiliary Sciences	C	歴史補助学
D	History and Topography (excluding America)	D	歴史 (アメリカ史を除く)
E-F	History : America	E-F	アメリカ史
G	Geography, Anthropology	G	地理学, 人類学
H	Social Sciences, Economics, Sociology	H	社会科学一般, 統計学, 社会学
J	Political Sciene	J	政治学
K	Law	K	法律
L	Education	L	教育
M	Music	M	音楽
N	Fine Arts	N	美術
P	Language and Literature	P	語学及び文学
Q	Science	Q	自然科学
QA	Mathematics	QA	数学
QB	Astronomy	QB	天文学
QC	Physics	QC	物理学
QD	Chemistry	QD	化学
QE	Geology	QE	地質学
QH	Natural History	QH	博物学
QK	Botany	QK	植物学
QL	Zoology	QL	動物学
S	Agriculture, Plant and Animal Industry	S	農業
T	Technology	T	工学
U	Military Science	U	軍事学
V	Naval Science	V	海事科学
Z	Bibliography and Library Science	Z	書誌学及び図書館学

11. 山形大学医学部「医学部会館」規程

(昭和50年8月1日制定)

(設置)

第1条 本学部に、医学部会館（以下「会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 会館は、本学部の職員及び学生の福利厚生増進並びに人間関係の緊密化を図り、もって学園生活を豊かにすることを目的とする。

(館長)

第3条 会館に館長を置き、医学部長をもって充てる。

2 館長は、会館の管理運営に関する職務を掌理する。

(主事)

第4条 会館に主事を置き、事務部長をもって充てる。

2 主事は、館長の職務を補佐する。

(事務主任及び館員)

第5条 会館に、事務主任及び館員を置く。

2 事務主任は、主事の命を受け、会館の維持、管理に関する事務を遂行する。

3 館員は、事務主任の命を受け、事務に従事する。

(委託業務)

第6条 食堂、売店、理髪室等に関する業務は、業者に委託し経営させる。

2 業者は、館長が選定する。

3 業務の運営方法、内容及び条件については、館長と業務主との間において取り決めるものとする。

(会館に関する審議)

第7条 会館に関する重要な事項の審議は、山形大学医学部厚生委員会において行う。

(使用)

第8条 会館の使用については、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和50年8月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、当分の間事務主任及び館員は置かないものとし、会館の維持、管理に関する事務は学務課において処理する。

附 則

この規程は、昭和52年2月1日から施行し、昭和51年5月10日から適用する。

附 則

この規程は、昭和55年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

山形大学医学部「医学部会館」使用細則

(昭和50年8月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この細則は、山形大学医学部「医学部会館」規程第8条の規定に基づき、医学部会館（以下「会館」という。）の使用について定めるものとする。

(使用資格)

第2条 会館を使用できる者は、本学部の職員及び学生とする。ただし、館長が、支障がないと認めた場合に限り、その他の者にも使用を許可することがある。

(開館時間及び休館日)

第3条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(2) 休館日

12月29日から翌年1月3日まで

2 館長が、特別の事情があると認めたときは、前項の規定にかかわらず開館時間外又は休館日の使用を許可することがある。

(臨時閉館)

第4条 会館の臨時閉館については、館長がその都度定める。

(使用願)

第5条 集会室の使用希望者は、原則として使用予定日の6日前から前日までに集会室使用許可願（様式第1号）を館長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、使用希望者が、本学の他学部学生であるときは、山形大学学生規程第7条に基づく手続きを行い、受理された後に、所属部局の承諾を得て、集会室使用許可願（様式第2号）を提出しなければならない。

(使用の可否)

第6条 館長は、前条に規定する使用願を受理した場合は、使用の可否を決定し、当該責任者に通知する。

(継続使用の制限)

第7条 集会室の使用は、原則として1日限りとする。

(使用の停止)

第8条 館長は、使用者が別に定める会館の使用者心得等を遵守しない場合、又は許可の内容を変更したときは、使用を停止することがある。

(弁 償)

第9条 館長は、施設、備品等の破損又は紛失に対しては、使用者に弁償させることがある。

附 則

この細則は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年7月29日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成11年1月5日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年12月18日から施行する。

山形大学医学部「医学部会館」使用心得

- 1 火の元に注意し、常に清潔、整頓、美化に心掛けること。
- 2 使用時間を厳守し、かつ集会室においては、許可された目的以外のことに使用しないこと。
- 3 他の者の使用を妨げ、又は、大きな音声を出すなど、周囲に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 4 集会の場合、室の準備は、全て使用者が行い、使用後は、清掃、整理を行い、館員の点検を受けること。
- 5 許可なくして備品を移動し、又は会館を改変しないこと。
- 6 掲示は、所定の場所以外にしないこと。
- 7 その他、会館の使用については、館員の指示を受けること。

様式第1号

集 会 室 使 用 許 可 願

年 月 日

医学部会館長 殿

医学部・医学系研究科 年度入学
 学生番号
 責任者氏名
 サークル又は所属部課名
 連絡先電話

山形大学医学部「医学部会館」使用心得を遵守の上、下記のとおり集会室を使用したいので許可願います。

記

1. 集 会 の 名 称	
2. 集 会 の 目 的	
3. 使 用 人 員	学 生 名 教職員 名 計 名 その他 名
4. 使 用 室 名	第 集会室
5. 使 用 日 時	月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで

様式第2号

集 会 室 使 用 許 可 願

年 月 日

医学部会館長 殿

学部 年度入学

責任者氏名 (署名)

(所属サークル名)

山形大学医学部「医学部会館」使用心得を遵守の上、下記のとおり集会室を使用したいので許可願います。
 なお、集会の開催について、学部長（学長）に届出を行い、受理されていることを申し添えます。

記

1. 集 会 の 名 称	
2. 集 会 の 目 的	
3. 使 用 人 員	学部 名 教職員 名 学部 名 その他 名 学部 名 計 名
4. 使 用 室 名	第 集会室
5. 使 用 日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
6. 集会届出受理日 及び担当係長認印	年 月 日 職名 氏名 (印)

備考：集会開催の届出を行った後、学生支援担当の認印を受けて本許可願を提出すること。
 (本学以外の者の使用については、国立大学法人山形大学施設一時使用要項による。)

12. 医学部体育施設使用上の注意事項

- 1 医学部の体育施設（体育館、武道場、体育管理室、シャワー室、テニスコート、グラウンド及び野球場をいう。以下同じ。）を使用することのできる者は、次のとおりとする。
 - (1) 医学部学生
 - (2) 大学院医学系研究科学生
 - (3) 医学部（附属病院を含む。）職員
 - (4) その他特に許可された者
- 2 体育施設の使用を希望する者は、別紙「医学部体育施設使用許可願」を使用日の2日前（使用日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは1週間前）までに、学務課学生支援担当に提出すること。
- 3 体育施設の使用時間は、8時30分から21時までとする。
- 4 体育施設使用に係る鍵又は夜間照明用鍵の借用及び返納は、次のとおり行うこと。
 - (1) 17時まで使用・終了する場合は、学務課学生支援担当
 - (2) 17時以後及び日曜日、土曜日、休日に使用・終了する場合は、附属病院警備員室
- 5 使用者は、使用が終わったら清掃・整頓を行い、体育施設内を十分点検し、消灯の上、確実に施錠し、前項の定めるところにより鍵を返納すること。
- 6 長期間にわたり継続使用する場合は、使用開始日の1週間前までに、医学部体育施設使用許可願にその計画書を添えて学務課学生支援担当に提出すること。
- 7 使用者は、使用許可を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。
- 8 故意又は過失によって施設・器具を破損したり紛失したときは、これを原形に復するか、あるいは弁償しなければならない。
- 9 この注意事項を守らないときは、以後の使用許可を取り消すことがある。
- 10 体育館及び武道場使用上の注意事項
 - (1) 体育館及び武道場内での喫煙は、禁止する。
 - (2) 体育館及び武道場内の火気予防には、使用者が万全を期すること。
 - (3) 体育館及び武道場内の土足は、禁止する。
- 11 体育管理室使用上の注意事項
 - (1) 体育管理室内での喫煙は、禁止する。
 - (2) 体育管理室内での火気は、許可なく使用しないこと。
 - (3) 体育管理室内の火災予防には、使用者が万全を期すること。
- 12 シャワー室使用上の注意事項
 - (1) 使用する際は、シャワー室に掲示してある「使用上の注意」に従い十分注意するとともに使用後は安全を確認し、清潔・整頓に心掛けること。
 - (2) 節水・節電に留意すること。
- 13 テニスコート使用上の注意事項
 - (1) 雨天などでテニスコートの状態が良くないときは、使用しないこと。
 - (2) 使用者は、テニスシューズを必ず着用し、施設・設備などは大切に使用すること。特に、オールウェザーコートを使用する場合は、専用のシューズに必ず履き替えること。
 - (3) 使用者は、使用が終わったら、直ちにコートの清掃・整頓を行うこと。
 - (4) コートの整備は、硬式及び軟式庭球部が当たっているので、その指示に従うこと。
 - (5) 使用者は、スポーツマンらしいマナーでテニスを楽しむこと。

14 グラウンド及び野球場使用上の注意事項

- (1) 許可を受けた施設・設備以外は使用しないこと。
- (2) 他人に迷惑をかけるような行為は、慎むこと。
- (3) 雨天などでグラウンド及び野球場の状態が良くないときは、原則として使用しないこと。
- (4) 使用者は、使用が終わったら、グラウンド及び野球場の整備を行うこと。

(別紙)

医 学 部 体 育 施 設 使 用 許 可 願

年 月 日

山形大学医学部長 殿

医学部 年度入学 学生番号

医学系研究科

責任者氏名 (署名)

(サークル名又は所属部課)

体育施設使用上の注意事項を遵守の上、下記のとおり使用したいので許可願います。

記

1. 使用施設 (必要なものに○印を付すこと。)
体育館 武道場 テニスコート (A, B, C, D) グラウンド 野球場
2. 使用目的
3. 使用人員
学 生 人
職 員 人
その他 人
4. 使用日時
月 日 (曜日) 時 分から
月 日 (曜日) 時 分まで

13. 山形大学医学部「学生サークル部室」使用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山形大学医学部学生サークル部室（以下「部室」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 部室は、課外活動を目的に結成され、山形大学から公認された学生のサークルに対し、指導育成上必要と認められた場合に限り、その使用を許可するものとする。

(使用手続)

第3条 部室の使用許可期間は、原則としてその年度限りとし、継続使用を希望するサークルは、所定の使用願（以下「使用願」という。）を毎年4月30日までに学務課に提出するものとする。

2 使用願を提出しない場合は、継続して使用できないものとする。

(使用時間)

第4条 部室の使用時間は、原則として午前8時30分から午後9時30分までとし、この時間を超えるときは、学務課に届け出て許可を受けるものとする。

(鍵の管理)

第5条 部室の使用を円滑にし、かつ、使用後の安全を確保するために、各部室の鍵は、ダイヤル式とし、番号を学務課に届け出るものとする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、この規程及び山形大学医学部学生サークル部室使用心得を遵守しなければならない。

(部室の明渡し)

第7条 サークルの解散その他の理由により使用目的が消滅したときは、速やかに部室を明け渡さなければならない。

(施設の保全等)

第8条 使用者は、施設、設備等を常に正常な状態で使用しなければならない。

2 使用者は、故意又は過失により、建物、備品等を破損又は紛失した場合は、その損害を弁償しなければならない。ただし、事情によっては、その額を減免することがある。

3 管理上の必要から行う職員の部室内立入り又は指示を拒否してはならない。

4 部室内では決められた暖房器具以外は使用してはならない。

(許可の取消し)

第9条 この規程に反した場合は、その部室の使用許可を取り消すことがある。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

山形大学医学部学生サークル部室使用心得

医学部学生サークル部室の使用者は、山形大学医学部学生サークル部室使用規程に定めるもののほか、この心得を遵守してください。

- 1 部室の清掃、整頓、火災予防に万全を期すこと。
- 2 部室内において、飲酒しないこと。また、禁煙とすること。
- 3 部室内に学外団体の支部又は事務所を設けないこと。
- 4 部外者の使用は禁止すること。
- 5 室内の施設を無断で、移動、改廃、新設しないこと。
- 6 掲示その他これに類するものは、所定の場所に行うこと。
- 7 部室が無人となるときは必ず施錠すること。
- 8 決められた暖房器具以外は、使用しないこと。

14. 奨 学 金 に つ い て

1) 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法によって設立された国の育英奨学事業等を行っている機関であり、優秀な学生で、経済的理由のため修学困難なものに学資を貸与して、教育の機会均等を図り、社会の健全な発展に尽くすことを目的としています。

ア 奨学生となるには

学業・人物ともに優秀、かつ、健康であって、学資の支弁が困難と認められ、学長が推薦した者について、日本学生支援機構が選考の上、採用します。

イ 奨学生の種類、貸与月額、貸与期間

大学には、無利息の「第一種奨学金」と、在学中は無利息だが卒業後に利息が付く「第二種奨学金」とがあります。

第一種奨学金は、特に優れた学生で経済的理由により著しく修学に困難があるもの、第二種奨学金は、優れた学生で経済的理由により修学に困難があるものと認定される者に対して貸与されます。

貸与金額及び期間は、第一種、第二種奨学金ともに次のとおりになっています。

日本学生支援機構奨学金 2023年度の場合

種 類	貸 与 月 額	貸 与 期 間
第一種奨学金 (無 利 子)	(自宅通学) 45,000円, 30,000円, 20,000円 (自宅外通学) 51,000円, 40,000円, 30,000円 20,000円	正規の修業年限
第二種奨学金 (有 利 子)	奨学生の希望により選択 20,000円, 30,000円, 40,000円, 50,000円, 60,000円 70,000円, 80,000円, 90,000円, 100,000円, 110,000円 120,000円	

なお、第一種奨学金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認定される者に対しては、第一種奨学金に併せて第二種奨学金が貸与されます。

また、令和2年4月から高等教育への修学支援新制度による授業料減免が併せて受けられる給付型奨学金があるので、募集掲示に注意してください。

ウ 奨学生出願の手続

- ① 奨学金を希望する者は、学務課学生支援担当から奨学金申込書の交付を受け、必要書類を提出の上、インターネットから申し込むことになります。
- ② 本学では、インターネットから入力されたデータ及び提出された申込書のほか、学業成績・家庭状況・健康及び人物等について審査の上、適当と認めた者を日本学生支援機構へ推薦します。日本学生支援機構は、本学から推薦された者について選考の上、採否を決定します。
- ③ 奨学生募集の時期は、掲示しますので、時期を逸しないように願い出てください。募集の時期はおおよそ、4月と9月の年2回となります。

なお、学資負担者の死亡・失職などにより家計の急変があり緊急に奨学金を必要とする場合は、学務課学生支援担当へ相談してください。

エ 奨学金継続願

奨学生に採用された者は、毎年奨学金継続願を提出しなければなりません。継続願の提出方法は、日本学生支援機構のwebサイト、スカラネットパーソナルから入力し、送信（提出）する方法になりますので、採用されたらスカラネットパーソナルへ登録してください。未提出の場合は、奨学金の交付が廃止されますので、掲示に十分注意してください。掲示はおおよそ12月頃になります。

オ 奨学金返還誓約書の提出

奨学生は、採用時、速やかに本学を經由し、日本学生支援機構へ返還誓約書を提出しなければなりません。

カ 奨学金の返還

奨学生は卒業後、貸与を受けた奨学金を月賦又は月賦・半年賦併用で返還しなければなりません。もし、約束した期日までに返還しないときは、延滞金が徴収されます。

キ 奨学金返還猶予

- ① 本学に入學する前に日本学生支援機構奨学生であった者は、「在学届」を本学を經由して日本学生支援機構へ提出することによって、在学期間中奨学金の返還が猶予されます。
- ② 奨学生であった者が返還期間中に、災害又は病気等で返還が困難になった場合は、願い出により返還が猶予されます。

ク 奨学金返還の免除

死亡、不具、廃疾などになった場合には、願い出れば、借用金額の一部又は全部の返還が免除される場合があります。

ケ 奨学生の義務

奨学生は、奨学金返還の義務以外は一切特別の制限や拘束は受けませんが、奨学生としての資質の向上、学業成績の維持・向上について努力しなければなりません。

したがって、学業成績が不振になったり、本学内外の規律を乱したり、その他性行状況が奨学生として適当でないと認められるときは、奨学金の廃止、停止などの処置がとられます。

コ 奨学生の異動

奨学生の身分に変動があった場合（休学、長期欠席、復学、転学、退学、辞退等）、あるいは本人又は連帯保証人の氏名・住所その他の事項について変更があった場合には、本学を經由し、日本学生支援機構へ届け出なければなりません。

2) その他の奨学金

その他、地方公共団体、民間奨学団体、病院でも育英事業を行っているところがあります。本学に募集の案内があったものについては、その都度moodleに掲載しますので、各自ご覧ください。

これらの奨学金においては、いずれも学業・人物ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により学資の支弁が困難であると認められる者が対象になっています。

山形県医師修学資金（2023年度）

種 類（貸与条件）	貸 与 年 額
地域医療従事医師確保修学資金 ○大学卒業後、山形県内の医師の確保が必要な地域に勤務する意思を有していること	200万円
特定診療科医師確保修学資金 ○大学卒業後、山形県内の医師の確保が必要な診療科（小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療）に従事する意思を有していること	200万円

※ 奨学金についての詳細は、学務課学生支援担当へ問い合わせてください。

15. 授業料免除等について

1) 授業料の免除

授業料免除について

○私費外国人留学生以外の学生

令和2年度からの高等教育の修学支援新制度による日本学生支援機構の給付奨学生に採用されると共に、授業料免除の申請を行うことで、給付奨学生の支援区分に基づき授業料の免除が行われます。

(「日本学生支援機構給付奨学金」については、奨学金の募集掲示に注意してしてください。)

家計基準と学力基準による審査があり、採用された場合は、家計基準に基づき第Ⅰ区分から第Ⅲ区分までの3つに区分され、その区分に応じて支援が行われます。

	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
給付奨学金	全額給付	3分の2給付	3分の1給付
授業料	全額免除	3分の2免除	3分の1免除

本人から、授業料免除申請及び給付奨学生の申し込みが必要です。

授業料免除を申請した方は、判定結果が通知されるまで、授業料の徴収が猶予されます。

授業料免除の願書等の申請手続きについては、大学HPでお知らせしますので、確認してください。

2) 寄宿料の免除

風水害の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難な者に、願い出により、選考の上、寄宿料を免除する制度があります。寄宿料免除を受けようとする者は、事前に願書の交付を受け、所定の願書を学務課学生支援担当へ提出しなければなりません。願書には、被災の程度を証明する市区町村長等の証明書を必要とします。

16. 大学院医学系研究科・医学部・附属病院教職員名簿

令和6年4月1日現在

医学系研究科長

医学部長 永 瀬 智
附属病院長 土 谷 順 彦

(臨床講座)

○内科学第一講座

循環内科学分野, 呼吸内科学分野, 腎臓内科学分野

教授	渡 辺 昌 文
准教授	渡 邊 哲 人
講師	井 上 純 一
〃	市 川 誠 人
助教	田 村 晴 俊
〃	有 本 貴 範
〃	西 山 史 朗
〃	五 十 嵐 藤 重 彦
〃	加 藤 瀧 陽 一
〃	大 井 啓 太
〃	亀 部 紗 由 美
〃	渡 藤 建 人
〃	佐 藤 建 人

大学院医学系研究科

医学専攻

(基礎講座)

○解剖学第一(形態構造医学)講座

教授	川 岸 久 太 郎
准教授	小 林 裕 人
助教	藤 井 昌 子

○解剖学第二(組織細胞生物学)講座

教授	後 藤 薫
准教授	中 野 知 子
助教	小 澤 昌 子

○生理学講座

教授(兼)	永 瀬 智 彦
准教授	山 崎 良 樹
助教	藤 原 浩 一
〃	後 藤 純 一

○薬理学講座

教授	小 原 祐 太 郎
講師	千 葉 彩 乃 子
助教	永 嶋 美 華

○感染症学講座

教授	濱 本 洋 子
准教授	松 寄 葉 隆
助教	下 平 義 隆

○腫瘍分子医科学講座

教授	北 中 千 史
准教授	岡 田 雅 司
助教	斉 藤 優 梨 花

○免疫学講座

教授	浅 尾 裕 信
准教授	武 田 裕 司
助教	斉 藤 真 一

○法医学講座

教授(兼)	永 瀬 智 大
准教授	水 野 大 正
助教	小 河 原 輝 正

○分子病態学講座

教授(兼)	永 瀬 智
-------	-------

○内科学第二講座

消化器内科学分野

教授	上 野 義 之 明
准教授	芳 賀 弘 悠 子
講師	佐 々 木 暁 泰
〃	松 田 明 也
助教	柿 崎 哲 智
〃	石 澤 見 大 子
〃	勝 川 恭 敏
〃	星 川 林 一
〃	小 林 一

臨床腫瘍学分野

教授	吉 岡 孝 志
講師	福 井 忠 久
助教	熊 西 亮 介

○内科学第三講座

神経学分野

教授	太 田 康 之
講師	佐 藤 裕 康
助教	近 藤 敏 行

糖尿病・内分泌代謝学分野

教授(兼)	太 田 康 之
准教授	諏 佐 真 治
講師	柄 澤 繁 巧
〃	伊 藤 繁 巧

助 教	高 鈴	瀬 木	琢 磨	薫 磨
〃	相 猪	澤 狩	桂 龍	子 佑

血液・細胞治療内科学分野

教 授	横 山	寿 行
-----	-----	-----

○精神医学講座

教 授	鈴 木	昭 仁
准教授	小 林	良 太
講 師	簡 野	宗 明
〃	白 田	稔 則
助 教	高 橋	奈 那
〃	森 岡	大 智
〃	齋 藤	裕 介
〃	沼 沢	卓 真
〃	能 登	契 介

○小児科学講座

教 授	三 井	哲 夫
講 師	荻 野	大 助
助 教	簡 野	美 子
〃	中 村	幸 亨
〃	目 黒	子 徳
〃	佐 藤	辰 太
〃	高 橋	
〃	鈴 木	

○外科学第一講座

消化器外科学分野， 乳腺甲状腺外科学分野， 一般外科学分野

教 授	元 井	冬 彦
准教授	武 者	宏 昭
〃	河 合	賢 朗
講 師	神 尾	幸 一
助 教	菅 原	秀 慎
〃	岡 崎	一 郎
〃	川 村	郎 輔
〃	高 橋	良 介
〃	山 賀	亮 介

○外科学第二講座

心臓血管外科学分野， 呼吸器外科学分野， 小児外科学分野

教 授	内 田	徹 郎
准教授	塩 野	知 志
〃	中 村	潤 潤
助 教	鈴 木	光 則
〃	渡 辺	吉 大
〃	黒 渡	栄 信
〃	大 中	井 澤
〃	石 水	本 雅
〃	林	

○脳神経外科学講座

教 授	園 田	順 彦
講 師	伊 藤	美 裕
助 教	山 中	和 良
〃	石 佐	良 慎
〃	水 戸	祐 顕
〃	佐 野	戸 嵐
〃	五 十	

○整形外科講座

教 授	高 木	理 彰
准教授	佐 竹	寛 史
講 師	鈴 木	朱 美
〃	菅 原	正 登
助 教	大 木	弘 治
〃	結 城	一 声
〃	鈴 木	智 人

○リハビリテーション科

科 長(兼)	高 木	理 彰
教 授		
副科長(兼)	高 窪	祐 弥
准教授(兼)		
助 教(兼)	仁 藤	敏 哉
〃	成 田	重 一
〃	結 城	
〃	赤 羽	武 矢

○皮膚科学講座

教 授	鈴 木	民 夫
准教授	紺 野	隆 子
講 師	阿 部	優 ま
助 教	二 階	勇 子
〃	荒 木	太

- (寄附講座) 先進不整脈治療学講座
教授(兼) 渡 辺 昌 文
助教 杳 澤 大 輔
- (寄附講座) 地域医療を担う医師等のキャリア
形成推進講座
助教 橋 本 直 明
〃 川 崎 直 未

大学院医学系研究科先進的医科学専攻

放射線医学物理コース

- 重粒子線医学講座
教授 岩 井 岳 夫
准教授(兼) 佐 藤 啓 光
講師 想 田 友 侑
助教 宮 坂 友 侑
〃 柴 宏 博
〃 石 澤 美 優
助教(兼) 鈴 木 修 平

分子疫学コース

- 生化学・分子生物学講座
教授 藤 井 順 逸
助教 張 旭 紅 司
〃 尾 崎 祐 也
〃 相 馬 祐 也

○遺伝情報解析学講座

- 教授 中 島 修
准教授 越 智 陽 城
助教 岡 野 聡

○公衆衛生学・衛生学講座

- 教授 今 田 恒 夫
准教授 惣 宇 利 正 善
助教 邵 力 子
〃 鈴 木 奈 都

○医療政策学講座

- 教授 村 上 正 泰
准教授 池 田 登 顕

創薬・システム医科学コース

○創薬科学講座

- 教授 山 口 浩 明
准教授 田 中 敦 郎
〃 小 倉 次 郎

○生命情報工学講座

- 教授(兼) 永 瀬 智

大学院医学系研究科看護学専攻

○基礎看護学分野

- 教授 片 岡 ひ と み
〃 布 施 淳 子
〃 櫻 田 香 子
准教授 石 田 陽 恵
講師 村 田 中 聡
助教 田 中 恵 聡
〃 小 杉 菜 緒

○臨床看護学分野

- 教授 古 瀬 み ど り
〃 佐 藤 洋 子
〃 藤 田 深 雪
准教授 武 齋 志 保
〃 今 松 浪 容 子
講師 松 手 塚 美 春
助教 〃 渡 部 秀 佳
〃 〃 西 村 結 花
〃 〃 鈴 木 美 貴
〃 〃 牧 野 大

○地域看護学分野

- 教授 松 田 友 美
〃 森 鍵 祐 子
准教授 志 田 淳 子
〃 赤 間 由 美
助教 宇 野 智 咲
〃 武 田 恵 理 奈

医 学 部

メディカルサイエンス推進研究所

- 名誉所長 (故) 石 坂 公 成
所長(兼) 永 瀬 智
教授 佐 藤 慎 哉, 北 中 千 史
副所長(兼) 教 授

○研究推進部

- 部長(兼) 今 田 恒 夫
教授

基盤研究推進部門

- 部長(兼) 北 中 千 史
教授

トランスレーショナルリサーチ (TR) 部門

- 部長(兼) 山 口 浩 明
教授

がん研究部門

○教育研究支援組織

遺伝子実験センター

センター長(兼) 中 島 修
教 授

動物実験センター

センター長(兼) 藤 井 順 逸
教 授
助 教 房 知 輝
助 手 伊 藤 恒 賢

RIセンター

センター長(兼) 鹿 戸 将 史
教 授
助 教(兼) 岩 田 宏 紀

情報基盤センター

センター長(兼) 永 瀬 智
教 授
助 教 岩 田 宏 紀

生化学解析センター

センター長(兼) 藤 井 順 逸
教 授
准教授(兼) 越 智 陽 城
" 田 中 敦

病理解析センター

センター長(兼) 二 口 充
教 授
助 教 Naing Ye Aung

検体管理センター

センター長(兼) 中 島 修
教 授

画像解析センター

センター長(兼) 永 瀬 智
教 授

総合医学教育センター

センター長(兼) 佐 藤 慎 哉
教 授
准 教 授 中 西 淑 美

医学部図書館

館 長(兼) 村 上 正 泰
教 授

環境保全センター

センター長(兼) 藤 井 聡
教 授

医学部がんセンター

センター長(兼) 永 瀬 智
教 授
がん研究センター長(兼) 北 中 千 史
教 授
がん臨床センター長(兼) 吉 岡 孝 志
教 授

医学部会館長

医学部長

附属病院

中央診療施設

検査部

部 長(兼) 森 兼 啓 太
准 教 授 叶 内 和 範
臨床検査技師長

手術部

部 長(兼) 内 田 徹 郎
教 授
副部長(兼) 小 久 保 安 昭
准 教 授

放射線部

部 長(兼) 鹿 戸 将 史
教 授
診療放射線技師長 鈴 木 幸 司

材料部

部 長(兼) 園 田 順 彦
教 授
副部長(兼) 福 田 憲 翁
准 教 授

特殊診療施設

輸血・細胞治療部

部 長(兼) 三 井 哲 夫
教 授
副部長(兼) 東 梅 友 美
講 師

医療情報部

部 長(兼) 鹿 戸 将 史
教 授
副部長(兼) 鈴 木 昭 仁
教 授
副部長(兼) 佐 藤 一 俊
助 手
疾患登録室長(兼) 今 田 恒 夫
教 授

リハビリテーション部

部長(兼) 高 木 理 彰
 教授
 副部長(兼) 高 窪 祐 弥
 准教授
 助 教 仁 藤 敏 哉
 〃 成 田 亜 矢
 〃 結 城 一 声
 〃 赤 羽 武 幸
 療法士長 村 川 美

分娩部

部長(兼) 永 瀬 智
 教授

高度集中治療センター

センター長(兼) 中 根 正 樹
 准教授
 副センター長(兼) 小 野 寺 悠
 助 教 和 根 崎 真 大
 助 教 〃 小 林 龍 宏
 〃 森 谷 真 知 佳

新生児集中治療室 (NICU)

室長(兼) 三 井 哲 夫
 教授
 副室長(兼) 須 藤 陽 介
 助 教 安 孫 子 優

救急部

部長(兼) 中 根 正 樹
 准教授
 副室長(兼) 小 林 忠 宏
 講師

病理部

部長(兼) 二 口 充
 教授
 副部長(兼) 大 江 倫 太 郎
 准教授

光学医療診療部

部長(兼) 阿 部 靖 彦
 准教授
 助 教 八 木 周

透析室

室長(兼) 渡 辺 昌 文
 教授
 副室長(兼) 市 川 一 誠
 講師

臨床研究管理センター

センター長(兼) 鈴 木 民 夫
 教授

地域医療連携センター

センター長(兼) 渡 辺 昌 文
 教授
 副センター長(兼) 櫻 田 香
 教授
 副センター長(兼) 武 者 宏 昭
 准教授

MEセンター

センター長(兼) 渡 辺 昌 文
 教授
 副センター長(兼) 武 者 宏 昭
 准教授
 副センター長(兼) 市 川 一 誠
 講師

予防医療部

部長(兼) 上 野 義 之
 教授
 副部長(兼) 柄 澤 繁
 助 教

疼痛緩和医療部

部長(兼) 飯 澤 和 恵
 講師

がん臨床センター

センター長(兼) 吉 岡 孝 志
 教授
 副センター長(兼) 元 井 冬 彦
 教授
 准教授(兼) 佐 藤 啓 美
 助 教(兼) 市 川 真 妃 由 呂 子 崇
 〃 赤 小 野
 〃

薬剤部

部長(兼) 山 口 浩 明
 教授
 副薬剤部長 志 田 敏 宏
 〃 横 枕 史 郎
 〃 小 倉 次 基
 〃 金 子

栄養管理部

部長(兼)	横	山	寿	行
教授				
副部长(兼)	諏	佐	真	治
准教授				
副部长	柏	倉	美	幸

医療安全管理部

部長(兼)	元	井	冬	彦
教授				
副部长(兼)	橋	本	淳	一
教授				
副部长(兼)	設	楽	祐	美
看護師長				
副部长(兼)	小	林	武	志
薬剤部室長				

感染制御部

部長(兼)	森	兼	啓	太
准教授				
副部长(兼)	蜂	谷		修
准教授				

卒後臨床研修センター

センター長(兼)	太	田	康	之
教授				
副センター長(兼)	渡	辺	昌	文
教授				

看護部

部長	鈴	木	ひ	と	み
副部长	青	山	麻	紀	子
〃	前	田	由		美
〃	佐	藤	優		香
〃	熊	谷	美		恵
〃	久	下	敦		子

事務部

事務部長	長	南		靖
総務課長	阿	部	賢	二
経営戦略課長(兼)	海	野	真	紀
研究支援課長				子
管理課長	小	野	秀	勝
学務課副課長	齋	藤		靖
医事課長	齋	藤	敏	宏

17. 山形大学学部規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第23条第2項の規定に基づき、山形大学（以下「本学」という。）の学部における教育の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第1条の2 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し知的道徳的及び応用的能力を展開させて、平和的民主的な国家社会の形成に寄与し、文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的とする。

2 各学部の目的、学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	目 的	学 科	入学定員	3年次編 入学定員	収容定員
人文社会 科学部	人文科学と社会科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探究力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる人文科学及び社会科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。	人文社会科学科 計	290 290	20 20	1,200 1,200
地域教育 文化学部	地域における教育及び健康文化・芸術文化を構成する諸科学の教育・研究を通じて幅広い視野と探求力を教授して、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、地域課題の解決に独創性と柔軟性を発揮して取り組み、地域社会の自律的な発展に寄与する実践的な人材の育成を目的とする。	地域教育文化学科 児童教育コース 文化創生コース 計	80 95 175		320 380 700
理 学 部	自然科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる自然科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。	理学科 計	210 210		840 840
医 学 部	生命科学の基礎及び臨床分野の教育・研究、医療現場における実践教育を通して幅広い視野と探求力を教授し、医学・医療の進歩に対する貢献や地域医療の実践を通じて国民の健康を守るという社会の要請に対して、豊かな人間性に基づき倫理観、責任感、使命感を持って対応できる医療人の育成を目的とする。	医学科 看護学科 計	105 60 165	5 5	630 250 880
工 学 部	自ら新分野を開拓する能力を育てる大学を理念とし、人類の幸福のため広い視野と健全な価値観、深い専門知識を持ち、忍耐強く実践する力、創造力、自主的行動力、コミュニケーション力を有する技術者の育成を目的とする。	高分子・有機材料工学科 化学・バイオ工学科 情報・エレクトロニクス学科 機械システム工学科 建築・デザイン学科 システム創成工学科 計	140 140 150 140 30 50 650		560 560 600 560 120 200 2,600

農学部	農学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し、豊かな人間性に基づいて責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる農学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。	食料生命環境学科 計	165		660
			165		660
合 計			1,655	25	6,880

備考 工学部システム創成工学科は、主として夜間に授業を行う。

第2章 修業年限

(修業年限)

第2条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては6年とする。

(在学期間)

第2条の2 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を各学部において定めることができる。

3 編入学、転入学、再入学又は転学部若しくは転学科を許可された者は、第17条に規定する在学すべき期間の2倍を超えることができない。

(修業年限の通算)

第3条 第40条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学した場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部長は、修得単位数等に応じ、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

2 前項に規定する修業年限の通算は、第36条の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数、単位の修得に要した期間その他本学が必要と認める事項を勘案して行う。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第5条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する前期の終期及び後期の始期は、学部等の事情により当該学部ごとに変更することがある。

(休 業 日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 開学記念日（10月15日）
- (5) 春季休業（2月20日から入学式の日まで）
- (6) 夏季休業（8月1日から9月30日まで）
- (7) 冬季休業（12月25日から翌年1月10日まで）

(臨時の休業日)

第7条 臨時の休業日は、学長がその都度定める。ただし、3日以内の臨時休業については、学長の承認を得て、学部長が定めることができる。

2 学長は、学部等の事情により春季休業、夏季休業、冬季休業の日数を変更することがある。

第4章 入学、編入学、転入学、再入学、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍

(入学等)

第8条 入学、編入学、転入学、再入学、転学、留学、休学、復学（第20条の規定に基づき休学を許可された者で休学期間が満了した場合を除く。）及び退学は、当該学部教授会の意見を聴いた上で、学長が許可する。

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、毎年4月とする。

2 第4条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程に2年以上在学した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものであって、本学において、数学又は物理学の分野における特に優れた資質を有し、かつ、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学者選抜)

第11条 入学志願者については、選抜を行う。

2 入学者の選抜については、別に定めるところによる。

(編入学)

第12条 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 他の大学に在学した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者

(5) 学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者で、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者

(6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項第3号に該当する者のうち、短期大学を卒業した者、若しくは前項第4号に該当する者は、当該学部の修業年限から、卒業（修了）した短期大学等の修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。

3 第1項第3号に該当する者のうち、高等専門学校を卒業した者は、当該学部の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。

4 第1項第5号に該当する者は、当該学部の修業年限から、修了した専修学校の専門課程又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。ただし、在学すべき期間は、1年を下ってはならない。

5 第1項に該当する者のうち、現に在学中の者は、当該大学の学長の承認書を添えて願出しなければならない。

(転入学)

第13条 他の大学に在学中の者、若しくは我が国において外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学中の者で、転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することがある。

2 前項に該当する者は、現に所属する大学の学長の承認書を添えて願出なければならない。

(再入学)

第14条 本学を退学した者で、同じ学部に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

(転学部)

第15条 他の学部に転学部を志望する者があるときは、学期の始めに限り、所属学部及び志望学部の議を経て、許可することがある。

2 前項により、転学部を志望する者は、現に所属する学部に必要書類を添えて願出なければならない。

(転学科)

第16条 転学科を志望する者は、学期の始めに限り許可することがある。

(編入学等における在学期間等)

第17条 編入学、転入学、再入学又は転学部若しくは転学科を許可された者の在学すべき期間、修得科目及び修得単位数は、当該学部長の認定による。

(転学)

第18条 他の大学に入学又は転学しようとする者は、その理由書を添えて願出なければならない。

(留学)

第19条 本学と協定を締結している外国の大学若しくは短期大学又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする者は、願出なければならない。

2 留学期間は、在学期間に算入する。

3 第1項に規定する外国の大学若しくは短期大学又はこれに相当する教育研究機関との交流協定に基づく留学生の派遣に関する必要な事項は、別に定める。

(休学)

第20条 病気その他の理由で2か月以上修学できない場合は、願出により休学することができる。

(休学の通告)

第21条 病気のため、修学が不相当と認められる者に対しては、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第22条 休学期間は、1か年以内とする。ただし、特別の理由により、引き続き休学する場合は、改めて願い出なければならない。

2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、医学部医学科の学生が、在学中に、連携する他大学大学院医学系研究科に入学する場合は、願い出により、4年を超えない範囲内で、さらに延長を許可することができる。

3 前項の規定にかかわらず、風水害等の災害によって修学が困難と認められた者に対しては、1年を超えない範囲で学長が休学を許可することができる。ただし、この休学期間については、前項の休学期間に算入しないものとする。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間が満了した場合には、復学しなければならない。ただし、第21条の規定により休学を命じられていた者が復学する場合には、願い出なければならない。

2 休学期間内にその事由が消滅した場合は、願い出により復学することができる。

(退学)

第24条 退学しようとするときは、その理由書を添えて願い出なければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、学部長の意見を聞いて学長が除籍する。

(1) 第2条の2に規定する在学期間を超えた者

(2) 成業の見込みがない者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第26条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目は、基盤共通教育に関する科目（以下「基盤共通教育科目」という。）及び専門教育に関する科目（以下「専門教育科目」という。）に区分する。

3 基盤共通教育については、学問の実践に必要な基本的能力と健全な批判精神に裏打ちされた幅広い知識とを身につけさせ、大学での学習及び生涯にわたる学習への基盤となる力を養うことによって、社会に参画し運営していく良識ある市民としての力を育むことを目的とし、科目の区分は、次のとおりとする。

導入科目

基幹科目

教養科目

共通科目

探究科目

補習科目

- 4 基盤共通教育科目の授業は、全学で行う。
- 5 専門教育科目の授業は、各学部が行う。

(授業科目及び単位数)

第28条 基盤共通教育科目の授業科目及び単位数は、山形大学基盤共通教育履修規程（以下「基盤共通教育履修規程」という。）の定めるところによる。

- 2 専門教育科目の授業科目及び単位数は、各学部の定めるところによる。

(授業)

第29条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(多様なメディアによる授業)

第30条 前条の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 前条の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 前2項の授業の方法により修得し、各学部で定める卒業の要件の単位数に含めることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位数の計算方法)

第31条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 基盤共通教育科目の各授業科目の単位数の計算方法は、第1項の規定に基づき、基盤共通教育履修規程の定めるところによる。
- 4 専門教育科目の各授業科目の単位数の計算方法は、第1項及び第2項の規定に基づき、各学部の定めるところによる。

(基盤共通教育科目の履修方法)

第32条 基盤共通教育科目の履修方法は、別に定める。

(専門教育科目の履修方法)

第33条 専門教育科目の履修方法は、別に定める。

(成績の評価)

第34条 一の授業科目を履修し、成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の成績の評価は、試験、報告書、論文、平常の成績等によって行う。
- 3 各授業科目の成績は、100点を満点として次の評価点、成績区分及び評価基準をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

評価点	成績区分	評価基準
100～90点	S	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。
89～80点	A	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
79～70点	B	到達目標を達成している。
69～60点	C	到達目標を最低限達成している。
59～0点	F	到達目標を達成していない。

(他大学等における修得単位の認定)

- 第35条** 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協定に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、第19条に規定する留学の場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の学修成果の認定)

- 第36条** 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前条及び前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位数は、第17条に規定する編入学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについて合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 教育職員免許

(教育職員免許)

- 第37条** 教育職員の免許状を受けようとするときは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 本学の学部の学科において、取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第7章 卒業及び学位

(卒業)

- 第38条** 第2条に規定された期間以上在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得した者に、当該学部教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。

(学位)

- 第39条** 前条の認定を得た者に対して学位を与える。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

- 第40条** 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研 究 生)

第41条 本学において、専門事項について更に攻究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第42条 本学と協定を締結している他大学等又は外国の大学若しくは短期大学の学生で、本学の特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該学部教授会等の意見を聴いた上で、学長が特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、本学の諸規則中、学生に関する規定を準用する。

3 第1項に規定する外国の大学若しくは短期大学との交流協定に基づく留学生受入れに関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第44条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(検定料の納付)

第45条 入学者選抜試験又は入学者選考を受けようとする者は、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第45条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の納付)

第46条 入学者選抜試験又は入学者選考に合格した者は、入学手続期間中に入学料を納付しなければならない。

2 入学料を入学手続期間中に納付しない者は、入学を許可しない。ただし、入学手続期間中に次条の規定による入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者については、この限りでない。

(入学料の免除)

第47条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難な者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除することがある。

2 入学料の納付が困難な者又は特別な事情により入学料の納付が著しく困難な者に対しては、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することがある。

(授業料の納付)

第48条 授業料は、年額を前期、後期に等分に分け、次の各号に掲げる方法の中からひとつを選択し納付しなければならない。ただし、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生については、第1号によるものとする。

(1) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ前期にあつては4月1日から同月30日までに、後期にあつては10月1日から同月31日までに一括して納付する。この場合において、申出により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

(2) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ5分の1に分割した額を、前期にあつては4月から8月までの毎月末日までに、後期にあつては10月から2月までの毎月末日までに納付する。

(3) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ2分の1に分割し、さらに5分の1に分割した額を、前期にあつては4月から8月までの毎月末日までに、後期にあつては10月から2月までの毎月末日までに納付する。残る

2分の1の額については、前期にあつては8月末日までに、後期にあつては1月末日までに加算して納付する。

- 2 前項第1号により授業料を納付しようとする者のうち、納付期限までに授業料の納付が困難な者に対しては、別に定めるところにより、延納を許可することがある。
- 3 研究生が在学期間を延長したときは、その延長した在学予定期間に応じてその期間分に相当する額を、当該期間における当初の月の末日までに、納付しなければならない。

(編入学等の授業料)

第49条 編入学、転入学又は再入学した者の授業料の額は、入学したその年次の在学者と同額とする。

(退学等の場合の授業料)

第50条 退学又は除籍の場合は、退学又は除籍の日の属する学期の授業料を納付しなければならない。

- 2 留学又は停学の場合は、その期間中の授業料は、納付しなければならない。

(授業料の免除)

第51条 経済的理由で、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀な者及び風水害等の災害によって授業料の納付が困難な者並びに休学、退学又は除籍等の特別な理由があるときは、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除することがある。

(延納及び免除の申請)

第52条 第48条第2項及び前条の規定により、授業料の延納の許可又は免除を受けようとする者は、願書に所定の書類を添えて、指定の日までに願出しなければならない。

(延納の期間)

第53条 第48条第2項に基づく延納の期間は、納付期限から2か月以内とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、当該納付期限を当該年度の3月31日まで更新することができる。

(復学した場合の授業料)

第54条 復学した場合の授業料は、復学の当月から次学期の前月までの分を、1か月につき年額の12分の1の額の割で、復学の際納付しなければならない。

(協定による科目等履修生等の検定料等)

第55条 第45条、第46条第1項及び第48条第1項の規定にかかわらず、科目等履修生及び研究生については検定料、入学科及び授業料を、特別聴講学生については授業料を、協定の定めるところにより、徴収しないことができる。

第56条 削除

(寄宿料の納付)

第57条 入寮者は、寄宿料を納付しなければならない。

(納付期限)

第58条 寄宿料は、毎月15日（当日が休業日の場合は、当日又は当日に引き続く休業日の翌日）までに管理運営責任者が指定する窓口へ納付しなければならない。ただし、春季休業期間の3月分並びに夏季休業期間の8月分及び9月分の寄宿料は、それぞれの休業期間前までに納付しなければならない。

- 2 入寮、退寮の日が月の中途である場合においても、1か月分の寄宿料を納付しなければならない。
- 3 寄宿料は、納付者の申出により2か月以上1か年分までを、前納することができる。

(寄宿料の免除)

第59条 風水害等の災害その他やむを得ない事情により、寄宿料の納付が困難と認められる場合は、別に定めるところにより、寄宿料を免除することがある。

(授業料等の返付)

第60条 納付済の検定料、入学科、授業料及び寄宿料は、別に定めるところにより返付することがある。

第10章 学生寮及び国際交流会館

(学生寮及び国際交流会館)

第61条 本学に、学生寮及び国際交流会館を設ける。

- 2 学生寮及び国際交流会館に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座等

(公開講座等)

第62条 本学における教育研究活動の成果を広く社会に開放し生涯学習の機会を提供するため、公開講座等を開設することがある。

- 2 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 現職教育

(現職教育)

第63条 本学は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育職員の現職教育を行うことがある。

- 2 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育職員の現職教育に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第64条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長が表彰することがある。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第65条 本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学部教授会の意見を聴いた上で、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

附 則

(省略)

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和4年度の医学部及び本学の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和4年度
医学部	医学科	113
	看護学科	60
	計	173
本学の入学定員		1,663

- 3 (省略)

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和5年度の医学部及び本学の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和5年度
医学部	医学科	113
	看護学科	60
	計	173
本学の入学定員		1,663

- 3 (省略)

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和6年度の医学部及び本学の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和6年度
医学部	医学科	113
	看護学科	60
	計	173
本学の入学定員		1,663

- 3 (省略)

18. 山形大学学生規程

(平成9年2月12日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、山形大学（以下「本学」という。）の学生が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(入学誓書等)

第2条 入学を許可され、本学の学生となる者は、保証人を定め、入学誓書その他本学が指定する書類を提出しなければならない。

(学生証)

第3条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯し、本学職員の請求があったときは提示するものとする。

2 学生証を紛失し、又は汚損したときは、直ちにその所属する学部長に届け出て、再交付を受けるものとする。

3 学生証の有効期限経過後も引き続き在学するときは、直ちにその所属する学部長に学生証を返納し、新たに交付を受けるものとする。

4 学生証は、卒業、退学、除籍等により学生の身分を失ったときは、直ちにその所属する学部長に返納するものとする。

(住所等の届出)

第4条 学生は、入学後直ちに、住所（帰省先住所を含む。次項において同じ。）をその所属する学部長に届け出るものとする。

2 学生は、住所の変更、改姓等があったときは、直ちにその所属する学部長に届け出るものとする。

3 学生は、父母等の住所の変更等があったときは、直ちにその所属する学部長に届け出るものとする。

(健康診断)

第5条 学生は、毎年本学が実施する健康診断を受けなければならない。

(サークルの結成)

第6条 学生が、サークルを結成し、本学の公認を得ようとするときは、所定のサークル結成願に会則を添え、その所属する学部長を経て学長に願い出て許可を得るものとする。

2 サークルの構成員が、2学部以上にわたるときは、学生生活関係業務を担当する副学長（以下「副学長」という。）を経て学長に願い出て許可を得るものとする。

3 サークルの願出事項を変更しようとするときは、前2項の規定を準用する。

(集 会)

第7条 学生が、学内において集会しようとするときは、集会の前日までに学生の所属する学部長に届け出るものとする。

2 集会する者が、2学部以上にわたるときは、副学長を経て学長に届け出るものとする。

(施設、設備等の利用)

第8条 学生が、学内の施設、設備等を利用するときは、あらかじめその施設、設備等を管理する関係部局長に願い出て、許可を得るものとする。

(掲 示)

第9条 学生が、学内において掲示しようとするときは、あらかじめ掲示場所を管理する関係部局長に届け出て、所定の場所に掲示するものとする。

(許可等の取消し)

第10条 学生又はサークルの行為が、山形大学学部規則その他の諸規則に違反し、又は教育・研究及び環境に支障を来すと認められるときは、第6条から前条までに規定する許可等を取り消すことがある。

(1年次学生に係る関係書類の提出先)

第11条 1年次学生（工学部システム創成工学科を除く。）の第3条第2項、同条第4項及び第4条に係る届出の提出先は、小白川キャンパス事務部の教務関係業務を所掌する課とし、第6条第1項及び第7条第1項に係る願い出又は届出の提出先は、小白川キャンパス事務部の学生関係業務を所掌する課とする。

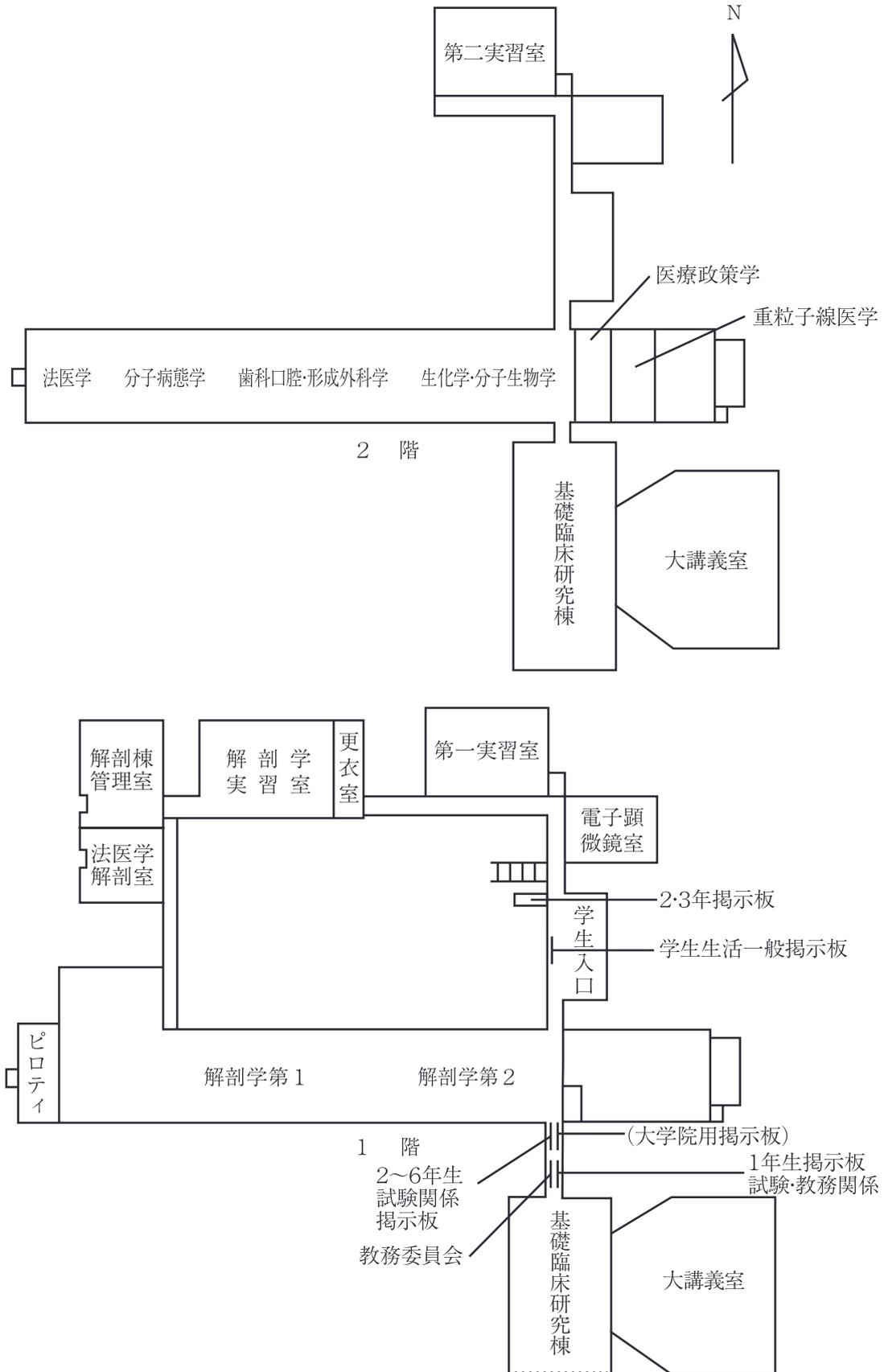
(省略)

附 則

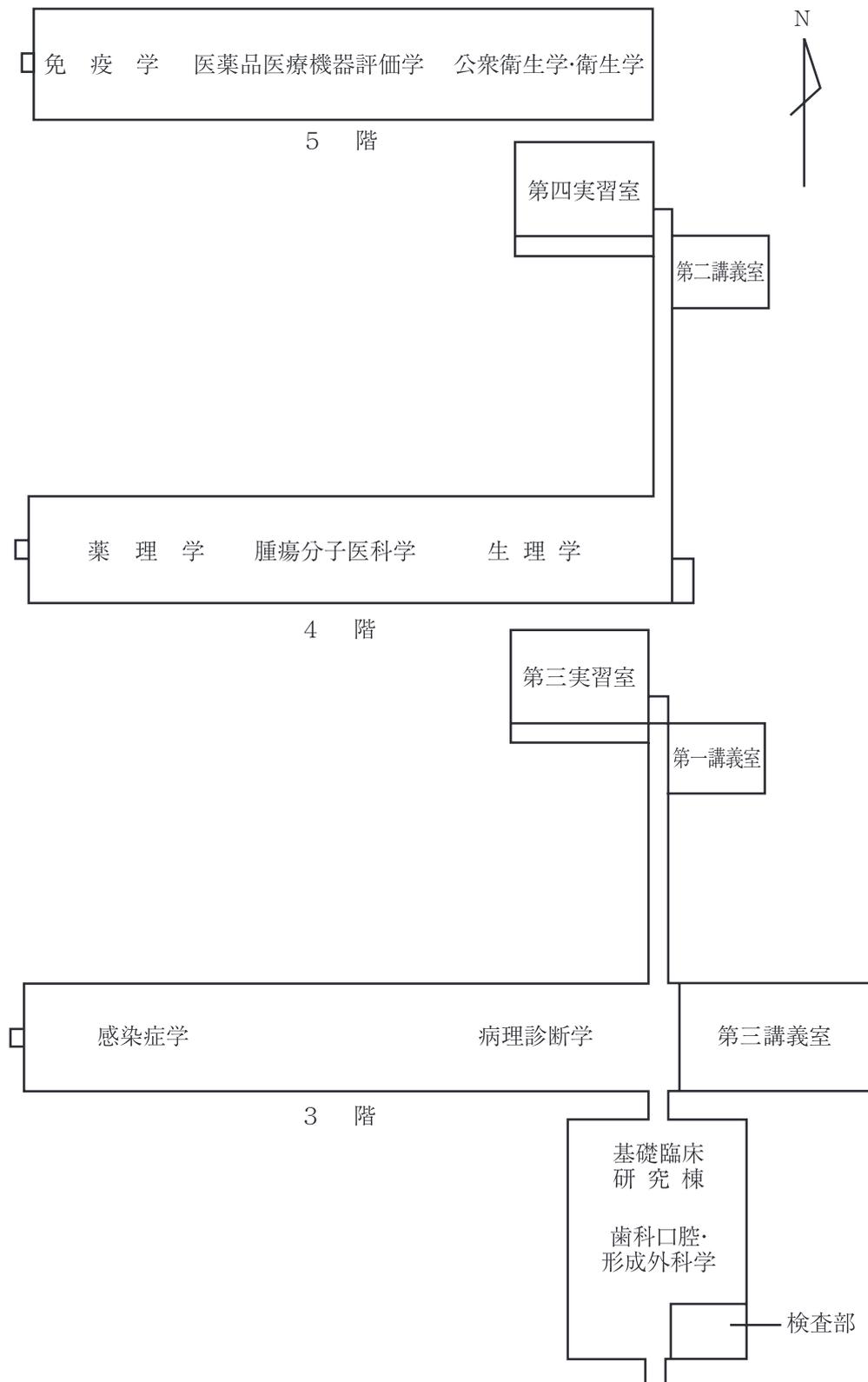
この規程は、令和4年10月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

研究・教育棟及び管理棟平面図

(基礎校舎)

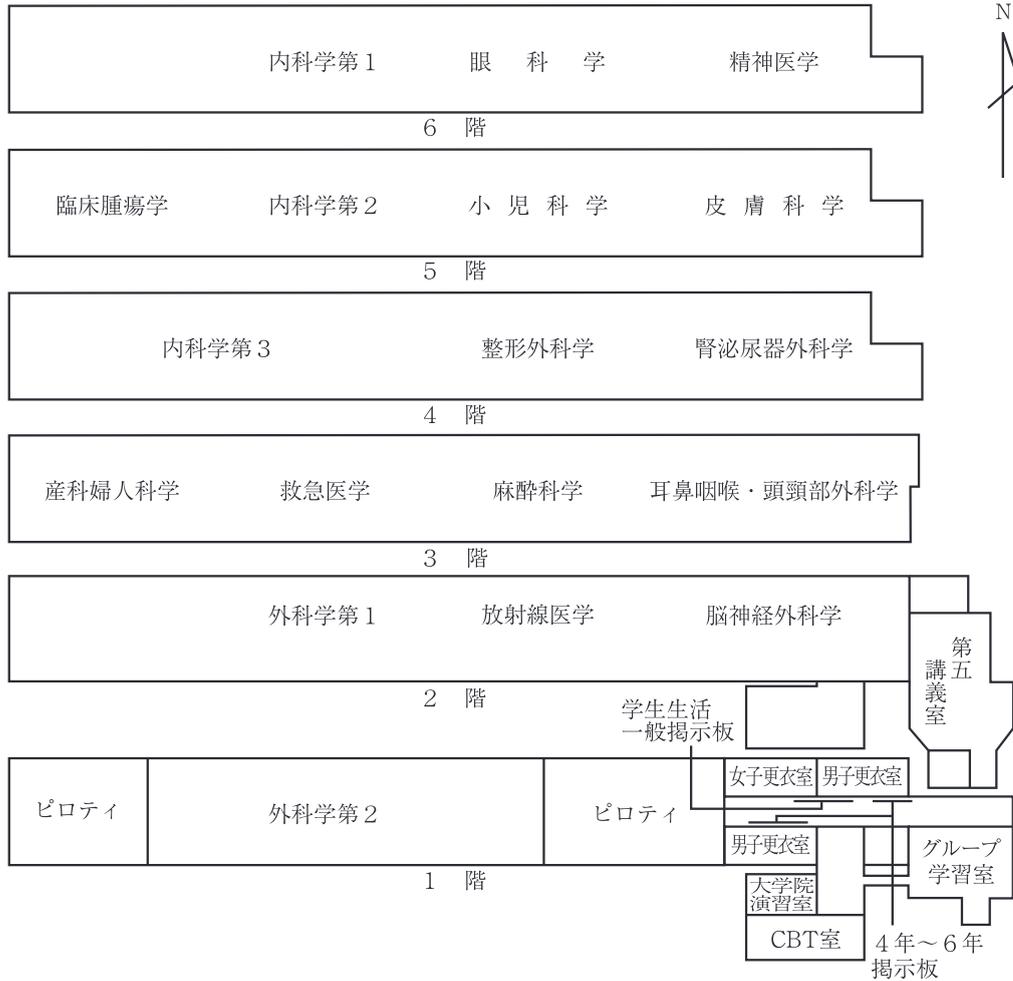


(基礎校舎)

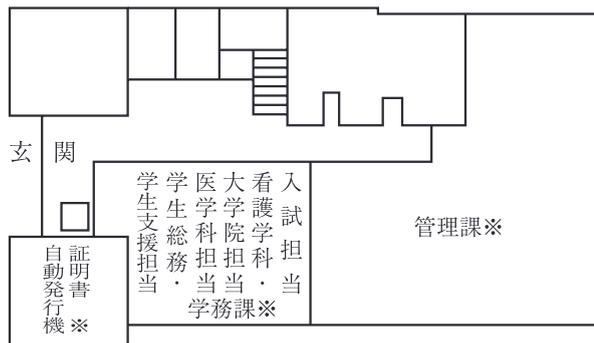


※ 基礎校舎及び臨床研究棟の名称は講座名です。

(臨床研究棟)

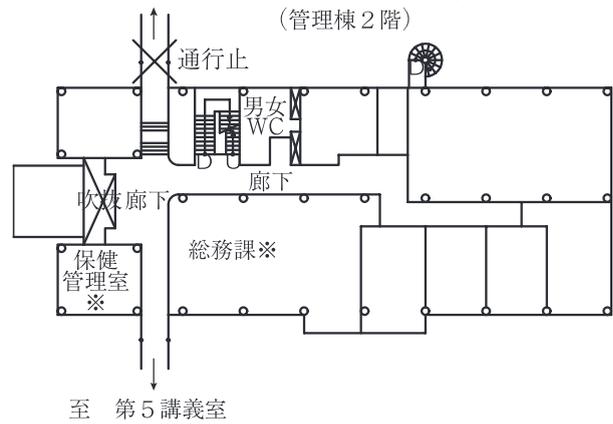


(管理棟 1階)

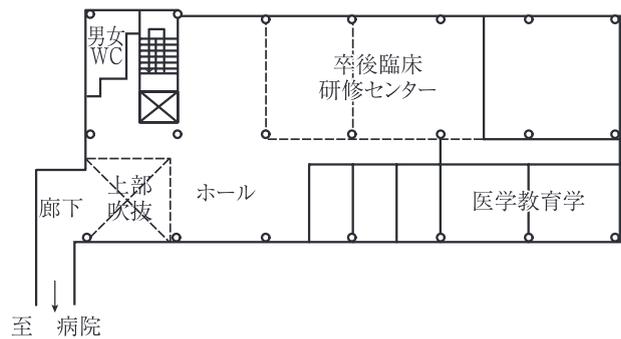


※は、令和6年度に移転予定

(管理棟 2階)



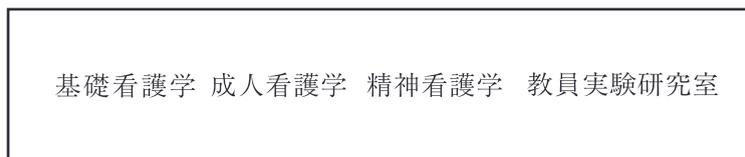
(がん研究センター 2階)



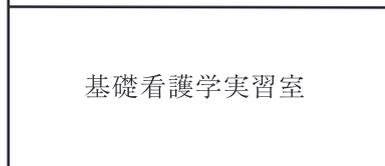
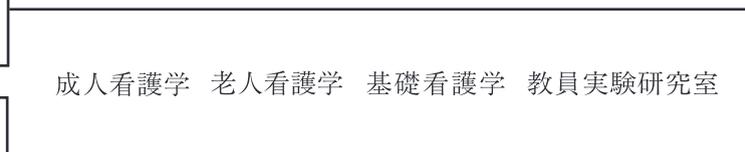
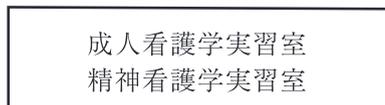
(看護学科校舎)



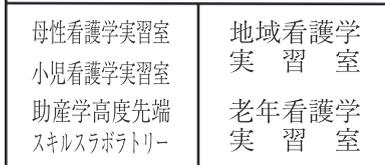
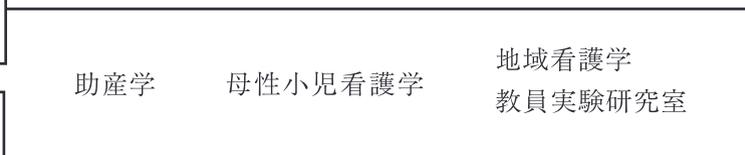
5 階



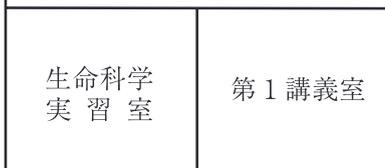
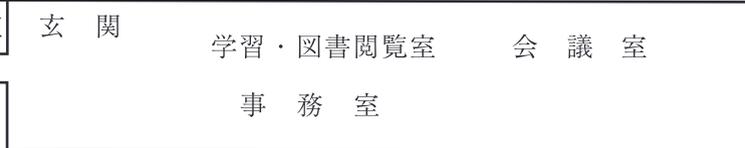
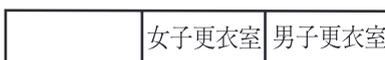
4 階



3 階



2 階



1 階

20. 付 録

(1) 医師国家試験について

医学部を卒業すると、医師になるための最後の難関である医師国家試験を受験しなければならない。これに合格して厚生労働大臣から免許を受けて初めて医師になることができる。

次に医師国家試験の概略について説明する。

1. 告 示

毎年厚生労働大臣より官報により告示される。

2. 試験の時期及び試験の場所

年1回、2月に北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県で実施される。

3. 試験内容

臨床上に必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能

4. 受験手続

受験手続に必要なものは次のとおりである。

ア 受験願書

イ 写 真（受験写真用台紙に貼付）

ウ 卒業証明書又は卒業判定証明書・卒業見込証明書

なお、受験手続については、学務課医学科担当で行う。（11月に卒業予定者に対し説明会を実施する予定。）

5. 留意事項

医師免許交付の相対的欠格事由（医師免許の交付の可否を厚生労働省が判断する。）として「心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」「麻薬、大麻又はあへんの中毒者」「罰金以上の刑に処せられた者」「医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者」が挙げられている。

（医師法第4条）

「罰金以上の刑に処せられた者」の条項に該当する事例には、一般道30km/h以上、高速40km/h以上のスピード違反、酒気帯び運転及び人身事故を起した場合等で、後日裁判を経て罰金以上の刑に処せられた場合が含まれる。

また、駐車違反で車庫法の適用を受けた場合は罰金刑となることもある。

このような刑に処せられた者は、医師免許申請の際に申請書にその旨を記載するとともに、次の関係書類を添付しなければならないことになっている。

◎判決謄本又は略式命令書

◎罰金を納めた領収証書又は自己申述書

◎略歴書

◎反省文

もし、違反や交通事故等を起こした場合は、交通事件原票（キップ）・領収証を保管しておくこと。

もとより、違反・交通事故等を絶対に起こすことのないよう各自の良識をもって普段から慎重に行動し、厳重に注意しなければならない。

(2) 医師法（昭和23年7月30日法律第201号）（抜粋）（最終改正：令和4年6月17日法律第68号）

第1章 総 則

（医師の任務）

第1条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第2章 免 許

（免 許）

第2条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

（免許の絶対的欠格事由）

第3条 未成年者には、免許を与えない。

（免許の相対的欠格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

第5条 厚生労働省に医籍を備え、登録年月日、第7条第1項の規定による処分に関する事項その他の医師免許に関する事項を登録する。

（登録、免許証の交付及び届出）

第6条 免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによつて行う。

- 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。
- 3 医師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所（医業に従事する者については、更にその場所）その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その住所地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

第6条の2 厚生労働大臣は、医師免許を申請した者について、第4条第1号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第7条 医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1 戒告
- 2 3年以内の医業の停止
- 3 免許の取消し

第3章 試 験

（試験の実施）

第9条 医師国家試験は、臨床上に必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第10条 医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少くとも1回、厚生労働大臣が、これを行う。

第11条 医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 1 大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者

第15条 医師国家試験又は医師国家試験予備試験に関して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者

について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第4章 研 修

第1節 臨床研修

（臨床実習）

第16条の2 診療に従事しようとする医師は、2年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

医師法施行規則（昭和23年10月27日）（抜粋） （厚生省令第47号）

（国家試験受験願書）

第13条 国家試験を受けようとする者は、受験願書（第3号書式）に、次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 法第11条第1号に該当する者であるときは、卒業証明書

四 写真（出願前6箇月以内に脱帽正面で撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に（イ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

（受験手数料）

第16条 国家試験の受験を出願する者は、手数料として15,300円を納めなければならない。

（手数料の納付）

第19条 手数料を納めるには、その金額に相当する収入印紙を願書にはらなければならない。

(3) 保健師助産師看護師国家試験について

看護学科を卒業すると、看護師国家試験並びに保健師国家試験又は助産師国家試験の受験資格が得られる。これに合格して厚生労働大臣から免許を受けて初めて看護師並びに保健師又は助産師になることができる。この試験は競争試験ではなく、資格試験であるから一定点以上の点数の取得を必要とする試験方法である。

次にこれらの国家試験の概略について説明する。

1. 告 示

毎年厚生労働大臣より官報により告示される。

2. 試験の時期及び試験の場所

年1回、2月に北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県で実施される。

3. 試験内容

看護師：人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論、地域・在宅看護論及び看護の統合と実践

保健師：公衆衛生看護学、疫学、保健統計及び保健医療福祉行政論

助産師：基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理

4. 受験手続

受験手続に必要なものは次のとおりである。

ア 受験願書

イ 写 真（受験写真用台紙に貼付）

ウ 卒業証明書（修業証明書）又は卒業判定証明書（修業判定証明書）・卒業見込証明書（修業見込証明書）

なお、受験手続については、学務課看護学科担当で行う。（11月に卒業予定者に対し説明会を実施する予定。）

5. 留意事項

免許交付の相対的欠格条項（免許交付の可否を厚生労働省が判断する。）として「罰金以上の刑に処せられた者」「保健師・助産師・看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者」「心身の障害により保健師・助産師・看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」「麻薬、大麻又はあへんの中독者」が挙げられている。（保健師助産師看護師法第9条）

「罰金以上の刑に処せられた者」の条項に該当する事例には、30km以上のスピード違反、酒気帯び運転及び人身事故を起こした場合等で、後日裁判を経て罰金以上の刑に処せられた場合が含まれる。

また、駐車違反で車庫法の適用を受けた場合は罰金刑となることもある。このような刑に処せられた者は、免許申請の際に申請書にその旨を記載するとともに、次の関係書類を添付しなければならないことになっている。

◎判決謄本又は略式命令書

◎罰金を納めた領収証書又は自己申述書

◎略歴書

◎反省文

もし、違反や交通事故等を起こした場合は、交通事件原票（キップ）・領収証を保管しておくこと。

もとより、違反・交通事故等を絶対に起こすことのないよう各自の良識をもって普段から慎重に行動し、嚴重に注意しなければならない。

(4) 保健師助産師看護師法（昭和23年7月30日法律203号）（抜粋）（最終改正：令和4年6月17日法律68号）

第1章 総 則

第1条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

第2条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第3条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第2章 免 許

第7条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前2条の規定による免許（以下「免許」という。）を与えないことがある。

1 罰金以上の刑に処せられた者

2 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

3 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

4 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

第10条 厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第14条第1項の規定による処分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

第12条 保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、保健師籍に登録することによつて行う。

2 助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによつて行う。

3 看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによつて行う。

4 略

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。

第13条 厚生労働大臣は、保健師免許、助産師免許又は看護師免許を申請した者について、第9条第3号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により当該申請に係る免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第3章 試 験

第17条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験は、それぞれ保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能について、これを行う。

第18条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験は、厚生労働大臣が、准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも1回これを行う。

第19条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 1 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者
- 2 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者
- 3 略

第20条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 1 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において1年以上助産に関する学科を修めた者
- 2 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者
- 3 略

第21条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 1 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。第4号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者
- 2 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
- 3 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者
- 4 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前3号に規定する大学、学校又は養成所において2年以上修業したもの
- 5 略

第4章 業 務

第33条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年8月11日）（抜粋）
（厚生省令第34号）

（最終改正：令和4年8月17日厚生労働省令第110号）

第1章 免 許

（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続）

第1条の3 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「令」という。）第1条の3第1項の保健師免許の申請書にあつては第1号様式によるものとし、助産師免許の申請書にあつては第1号の2様式によるものとし、看護師免許の申請書にあつては第1号の3様式によるものとする。

2 令第1条の3第1項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 保健師免許の申請にあつては、保健師国家試験及び看護師国家試験の合格証書の写
- 二 助産師免許の申請にあつては、助産師国家試験及び看護師国家試験の合格証書の写
- 三 看護師免許の申請にあつては、看護師国家試験の合格証書の写
- 四 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し
- 五 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

3 第1項の保健師免許又は助産師免許の申請書に合格した保健師国家試験又は助産師国家試験の施行年月、受験地及び受験番号並びに看護師籍の登録番号又は合格した看護師国家試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第1号又は第2号の書類の添付を省略することができる。

4 第1項の看護師免許の申請書に合格した看護師国家試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、第2項第3号の書類の添付を省略することができる。

第2章 試 験

（保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験施行の告示）

第18条 保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。

（保健師国家試験の試験科目）

第20条 保健師国家試験は、次の科目について行う。

公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

（助産師国家試験の試験科目）

第21条 助産師国家試験は、次の科目について行う。

基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健、助産管理

（看護師国家試験の試験科目）

第22条 看護師国家試験は、次の科目について行う。

人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論、看護の統合と実践

（保健師国家試験の受験手続）

第24条 保健師国家試験を受けようとする者は、受験願書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 法第19条第1号又は第2号に該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書
- 二 法第19条第3号に該当する者であるときは、外国の保健師学校を卒業し、又は外国において保健師免許を得たことを証する書面
- 三 写真（出願前6箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

（助産師国家試験の受験手続）

第25条 助産師国家試験を受けようとする者は、受験願書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 前条第3号に掲げる書類
- 二 法第20条第1号又は第2号に該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書
- 三 法第20条第3号に該当する者であるときは、外国の助産師学校を卒業し、又は外国において助産師免許を得たことを証する書面

（看護師国家試験の受験手続）

第26条 看護師国家試験を受けようとする者は、受験願書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 第24条第3号に掲げる書類
- 二 法第21条第1号から第3号までに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書
- 三 法第21条第4号に該当する者であるときは、同条第1号から第3号までに規定する大学、学校又は養成所で2年以上修業したことを証する書面
- 四 法第21条第5号に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面

（保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験の受験手数料）

第28条 保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験の受験を出願する者は、手数料として5,400円を納めなければならない。

（合格証書の交付）

第29条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験に合格した者には、合格証書を交付する。

（合格証明書の交付及び手数料）

第30条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験に合格した者は、合格証明書の交付を申請することができる。

- 2 前項の規定によつて保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験の合格証明書の交付を申請する者は、手数料として2,950円を納めなければならない。

（手数料の納入方法）

第31条 第28条又は前条第2項の規定による出願又は申請をする者は、手数料の額に相当する収入印紙を願書又は申請書にはらなければならない。

(5) 山形大学しらゆき会について

この会は、自分の死後、家族の同意の下に、御遺体を医学教育の為に無償で提供する人々によって、昭和49年6月に結成された、いわゆる献体運動の会である。令和6年1月までに1,632名の会員が献体を果たしている。医学部学生は、これらの人々の無言の期待に応えるばかりでなく、後輩の為に、この運動の着実な発展に寄与されたい。

山形大学しらゆき会規約

(名 称)

第1条 本会は、山形大学しらゆき会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を山形大学医学部内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、医学の発展に寄与するため、遺体を山形大学等の医学部に寄贈することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の親交を深めること。
- (2) 本会の目的を達成するため必要なこと。

(守秘義務)

第5条 寄贈した遺体に関する一切の事項については、秘密を厳守する。

(会 員)

第6条 本会の目的及び事業に賛同し、自ら遺体を寄贈する目的をもって入会を申し出たものを会員とする。ただし、家族又は、これと同等の者の同意を要する。

2 会員は、本人の希望によって脱会することができる。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理 事 若干名
- (3) 監 事 2名

2 理事は、理事会に出席して本会の重要事項に参画する。

3 理事長の選出は、理事の互選により、理事及び監事の選出は、会員の互選による。

4 理事長は、本会を代表し、会務を統轄する。

5 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 監事は、会計状況を監査する。

(任 期)

第8条 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧 問)

第9条 本会に、顧問若干名を、理事会の推薦により置くことができる。

その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職 員)

第10条 本会に、次の職員を置く。

- (1) 幹 事

(2) 書記 若干名

2 幹事及び書記は、理事長の指示を受けて、庶務及び会計を処理する。

(総 会)

第11条 総会は、年1回とし、理事長がこれを招集する。

2 総会は、次の事項を協議する。

(1) 会の運営並びに事業計画

(2) 会計報告

(3) 理事及び監事の改選

(4) その他の運営事項

(会 計)

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条 本会の会計は、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 経理については、別に定める。

(規約の改廃)

第14条 この規約を改廃しようとするときは、総会において、出席者の3分の2以上の同意を得ることを必要とする。

附 則

この規約は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年4月2日から施行する。

入会等の連絡先と電話番号

山形大学しらゆき会

〒990-9585 山形市飯田西二丁目2番2号

山形大学医学部内

電話 023-628-5056 (学務課学生総務担当)

山形大学医学部学務課 令和6(2024)年4月発行

〒990-9585 山形市飯田西二丁目2番2号